

# 会 議 録 目 次

平成17年第1回海田町議会2月定例会（第1日目）

平成17年2月8日（火）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	5
日程第2	会期の決定について……………	5
日程第3	諸 般 の 報 告……………	5
	（1）議 会 報 告	
	（2）行 政 報 告	
	（3）報告第1号 工事請負契約の変更について（砂走第1砂走地区汚水管新設工事（16-3）2工区）	
	（4）報告第2号 広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合同約の変更について	
日程第4	同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について…	17
日程第5	同意第2号 教育委員会委員の任命の同意について……………	19
日程第6	第1号議案 海田町民の安全に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	20
日程第7	第2号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について…	33
日程第8	第3号議案 農業委員会の選挙による委員定数条例の制定について	34
日程第9	第4号議案 農業委員会の選任による委員のうち議会が推薦する委員の定数に関する条例の制定について……………	41
日程第10	第5号議案 平成16年度海田町一般会計補正予算（第5号）……………	44
日程第11	第6号議案 平成16年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）……………	68
日程第12	第7号議案 平成16年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）……………	71
日程第13	第8号議案 平成16年度海田町老人保健特別会計補正予算（第2号）	73
日程第14	第9号議案 平成16年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）	75

日程第15 施政方針…………… 77

(延 会) …………… 86



15番 住 吉 充

16番 佐 中 十九昭

17番 中 岡 長 一

18番 国 岡 光 明

19番 加 藤 公

20番 前 田 勝 男

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	山 岡 寛 次
企 画 部 長	池 乃 本 和 弘
総 務 部 長	山 本 義 彦
福 祉 保 健 部 長	上 條 正 弘
参 事 (行政改革推進担当)	富 田 征
建 設 部 次 長	児 玉 正 克
行 政 改 革 推 進 課 長	西 本 徹 郎
企 画 課 長	大 久 保 裕 通
財 政 課 長	内 田 和 彦
総 務 課 長	窪 地 満
地 域 振 興 課 長	白 井 真
税 務 課 長	永 海 房 雄
住 民 課 長	貝 原 陽 子
福 祉 課 長	植 野 敏 彦
高 齢 福 祉 課 長	上 村 直 樹
保 健 セ ン タ ー 所 長	木 原 晴 彦
監 理 課 長	久 保 伸 一
都 市 整 備 課 長	畠 山 隆
海 田 市 駅 周 辺 ま ち づ くり 事 務 所 長	青 木 基 秀
教 育 委 員 長	瀧 川 昌 俊
教 育 長	正 木 洋
教 育 部 長	中 野 潔

学 校 教 育 課 長	榎 根 君 夫
生 涯 学 習 課 長	佐々木 正 子
上 下 水 道 部 長	木 原 正 博
庶 務 課 長	新 浜 憲 治
下 水 道 課 長	朝 倉 登 司 雄
下 水 道 課 主 幹	野 間 宏 紀

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	園 山 純
次 長	濱 吉 計 守
主 査	中 下 義 博

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸 般 の 報 告

(1) 議 会 報 告

(2) 行 政 報 告

(3) 報告第1号 工事請負契約の変更について（砂走第1砂走地区污水管新設工事（16-3）2工区）

(4) 報告第2号 広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について

日程第4 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第5 同意第2号 教育委員会委員の任命の同意について

日程第6 第1号議案 海田町民の安全に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 第2号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 第3号議案 農業委員会の選挙による委員定数条例の制定について

日程第9 第4号議案 農業委員会の選任による委員のうち議会が推薦する委員の定数に関する条例の制定について

- 日程第10 第5号議案 平成16年度海田町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 第6号議案 平成16年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 第7号議案 平成16年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 第8号議案 平成16年度海田町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 第9号議案 平成16年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 施政方針
- 日程第16 一般質問
- 日程第17 第10号議案 海田町情報公開条例の制定について
- 日程第18 第11号議案 海田町個人情報保護条例の制定について
- 日程第19 第12号議案 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 第13号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 第14号議案 海田町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について
- 日程第22 第15号議案 海田町福祉センター設置及び管理条例の制定について
- 日程第23 第16号議案 広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 第17号議案 平成17年度海田町一般会計予算
- 日程第25 第18号議案 平成17年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第26 第19号議案 平成17年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 第20号議案 平成17年度海田町老人保健特別会計予算
- 日程第28 第21号議案 平成17年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第29 第22号議案 平成17年度海田町水道事業会計予算
- 日程第30 発議第1号 「定率減税」の廃止を行わないことを求める意見書（案）
- 日程第31 発議第2号 「憲法改悪に反対し、9条を守る」ことを求める意見書（案）

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（前田）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員数は20名でございます。定足数に達しておりますので、平成17年

第1回海田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております、日程第1から日程第31に至るものでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、12番、河野君、13番、崎本君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から2月21日までの14日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、会期は本日から2月21日までの14日間と決めます。

この際、執行部の出席を求めため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前9時01分 休憩

午前9時02分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から2月21日までの14日間と決しております。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付しております。海田地区消防組合議会と安芸地区衛生施設管理組合議会につきましては、後ほどそれぞれ報告していただきますが、その他、主なものとしましては、1月28日の広島県町村議会議長会定期総会におきまして、町議会議員として20年以上在職の住吉議員が県議長会の自治功労表彰を受けられました。15年以上在職した私が全国議長会の自治功労表彰を受けましたので、報告いたします。また、本町の「議会だより」が全国議長会の広報コンク

ールにおいて奨励賞を受賞しましたので、あわせて報告いたします。

次に、海田地区消防組合議会につきましては、去る12月24日及び1月24日に定例議会が開催されておりますので、消防議会の概略について、本議会選出の議員より報告を求めるといたします。原田君。

○14番（原田）14番、原田です。ただいま、議長から指名がございましたので、海田地区消防組合議会の報告をさせていただきます。

まず、昨年12月24日の平成16年第3回定例会についてですが、提出事件は、専決処分報告2件、平成15年度一般会計決算の認定、条例改正1件、補正予算1件でした。専決処分の報告は、市町村合併に伴う広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてと広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてでした。平成15年度一般会計決算の認定については、歳入総額18億1,374万541円、歳出総額18億209万1,006円で認定されました。次に、条例の改正は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、人事院の給与勧告、国家公務員及び構成市町村の給与改定に準じて給料月額を改正したものでした。次に、平成16年度一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ2,123万3,000円を減額し、歳入歳出の総額を18億4,549万4,000円とするものでした。内容は、給料改定による調整及び消防車両整備事業の執行残の減額が主なものでした。

続いて、1月24日に開かれた平成17年第1回定例会についてご報告いたします。提出事件は、専決処分報告、条例の制定、17年度一般会計予算、閉会中の継続調査事件の承認についての4件でした。専決処分報告、損害賠償額の決定については、昨年11月12日に発生した消防指揮車の交通事故による責任の割合を7割とし、損害賠償額を9万3,118円と定めて、昨年12月27日に専決処分をし、示談を締結したものでした。示談の相手は株式会社広島タクシーでございます。続いて、条例の制定は、海田地区消防組合条例の左横書きの実施及び用字用語等の整備に関する条例の制定についてでした。条例の表記の仕方をこれまでの縦書きから横書きに変更するもので、平成17年4月1日から施行するものでした。平成17年度一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ17億1,515万2,000円と定め、各町の分担金の総額は16億8,983万8,000円のうち、海田町の負担金は3億3,830万6,000円となっております。負担金の総額は、前年と比べ4,018万7,000円の減額となっております。閉会中の継続調査事件につきましては、平成17年度の常任委員会の継続調査事件を定めたものです。いずれも全会一致で可決されております。

す。なお、関係資料は議会事務局で保管しておりますので、ご参照いただきたいと思  
います。以上で報告を終わります。

○議長（前田）続いて、安芸地区衛生施設管理組合議会につきましては、去る12月27日及  
び2月7日に定例議会が開催されておりますので、議会の概略について、安芸地区衛生  
施設管理組合議会議員の福祉保健部長から報告を求めることといたします。福祉保健部  
長。

○福祉保健部長（上條）それでは、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会の報告をいたし  
ます。本町の12月定例会以後、組合議会は12月27日及び昨日2月7日の2回開催されま  
した。

まず、12月27日に開催された平成16年第2回組合議会定例会では、専決処分した事件  
の報告2件と議案4件でございました。専決処分2件につきましては、広島県市町村職  
員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加に伴う組合規約の変更及び広島県市  
町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加に伴う規約変更についてで  
ございました。次に、議案第12号は、議員から選出する監査委員の選任の同意であり、新  
たに府中町議会議長の久保博さんを選任することについて同意が求められたものでござ  
います。議案第13号は、平成15年度安芸地区衛生施設管理組合の各会計歳入歳出決算認  
定でございました。また、議案第14号と議案第15号は、平成16年度安芸地区衛生施設管  
理組合一般会計補正予算と広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算でございまして、主な  
内容は、平成15年度の決算の確定による余剰金や人事異動に伴う給料等の減額によるも  
ので、それぞれ所要の補正を行うものであります。これら6件は、いずれも原案のとおり  
全会一致で可決されました。

次に、昨日開催された平成17年第1回定例会につきましては、廃棄物の処理及び清掃  
等に関する条例の一部改正外4件及び管理者の選任の議案が上程されました。まず、第  
1号議案ですが、安芸地区衛生施設管理組合廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一  
部改正につきましては、これまで2年ごとに見直しをしてきた、し尿収集運搬手数料の  
改定であります。本年4月から改定するもので、本町の改定幅は、一般家庭用で人頭割  
が1人1カ月につき現行の390円から395円となり、5円値上げになるものでございます。  
議案第2号は、平成16年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算でございまして、  
これは、し尿収集業務量の減少対策として、府中町、熊野町分の収集件数が基準に満た  
ないため、負担金4,980万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億4,360万円と

するものでございます。議案第3号、組合経費の関係市町の負担金の負担方法につきましては、組合格約第12条第3項の規定により、毎年度、組合議会の議決を経て定めることとなっております。負担方法につきましては、これまでと同様の方式で算定するものであり、均等割は5%、人口割95%で算定し、負担するものでございます。平成17年度の一般会計に係る負担金については、総額5億8,950万円で、このうち本町の負担額は7,009万2,000円、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計に係る負担金は、総額8億584万7,000円で、本町の負担額は2億270万4,000円となっております。次に、議案第4号、平成17年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算額それぞれ7億259万4,000円としており、これは当初予算比較で7,571万8,000円、9.7%の減となっております。議案第5号、平成17年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算につきましては、坂町が実施いたします地元対策費の負担金、運転保守管理業務委託料や公債費の償還金など、歳入歳出予算総額をそれぞれ8億9,571万8,000円としております。これは、当初予算比較で2億5,013万9,000円、38.7%の増となっております。いずれも原案どおり可決されております。次に、2月7日に任期満了となる管理者の選任につきましては、引続き吉田坂町長が全会一致で再任されました。

以上で説明を終わらせていただきますが、関係資料につきましては議会事務局に置いてありますので、ご覧いただきたいと思っております。以上で報告終わります。

○議長（前田）以上で議会報告を終わります。

続きまして、行政報告について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）おはようございます。本日はご多忙のところ、ご参集いただきまして、ありがとうございます。12月定例議会後の行政執行の状況についてご報告申し上げます。

初めに、海田町活性化委員会でございますが、第2回委員会を昨年12月15日に開催し、第3次海田町総合基本計画の見直しや行政改革について議論いただいたところでございます。

次に、住民参加のまちづくりを推進するため、1月24日に第1回海田町タウンミーティングを開催したところ、参加者の方々からまちの活性化等について多数のご意見やご提言をいただきました。これらの貴重なご意見等につきましては、今後の行政運営にできるだけ反映させてまいりたいと考えております。

続きまして、1月9日に海田小学校グラウンドにおきまして、消防団員、消防職員、

少年消防クラブ員など、約300名が参加して平成17年消防出初め式を行いました。当日は好天に恵まれ、町民の皆様約600名が、自衛消防隊をはじめとする各種の消火訓練や、はしご乗りを参観され、防火意識の高揚を図ることができました。

また、続く1月10日成人の日に、平成17年成人祭を海田公民館において開催いたしました。出席者は218名で、約61.9%の出席率でございました。式典におきましては、新成人の皆さんが厳粛にお祝いの言葉に耳を傾け、たくさんの来賓、地域の方々に祝福されたことに感謝しておりました。続いて、実行委員が中心となり行われた記念パーティーでは、楽しいひとときを過ごされておりました。

次に、福山市の特別養護老人ホームで発生事例が出てから全国で広がっております、ノロウイルスによる感染性胃腸炎の集団感染問題についてでございますが、町立の保育所、学校、町内の特別養護老人ホーム、グループホーム及び私立幼稚園などに衛生管理徹底の指導を行うとともに、各施設へポスターの掲示をし、入所者等へ感染予防について周知いたしました。しかしながら、1月中旬、町立畝保育所において感染性胃腸炎の集団感染が発生し、検査の結果、ノロウイルスが検出されました。幸いにも大事には至りませんでした。今後、改めて衛生管理の徹底を図り、感染の未然防止に努めてまいります。

続きまして、(仮称)海田町福祉センター建設工事についてでございますが、1月末には本体工事、電気設備工事、機械設備工事の調整も終わり、当初の工事工程より約1カ月早く進んでおり、2月末には完了引き渡しを予定しております。4月からの開館に向けて現在、事務用品等の備品の搬入準備や運営計画等の作成を進めているところでございます。落成式につきましては3月8日を予定しております。また、12月広報等で愛称を募集しましたところ、多数の皆様から応募をいただきました。審査の結果、佳作5点を選考するものとなりましたが、残念ながら、福祉センターに調和した該当作品がありませんでした。当面は、愛称をつけず、海田町福祉センターとして運営していきたいと思っております。今議会には当センターの設置及び管理条例の制定について提案させていただいております。

次に、12月9日に納入先が公表された血液製剤フィブリノゲンによる薬害肝炎問題についてでございますが、12月22日に安芸地区医師会と契約を締結し、3月末までに町内で基本検診の個別検診を委託している19の医療機関で肝炎検査を受けることができるよう、体制を整えました。1月末現在で、電話等による問い合わせは39件で、検査を受け

られた方は32名でございます。

続きまして、行財政改革の一環として取り組んでまいりました普通財産の処分についてでございますが、新町の宅地1区画を売却することができました。今後も、厳しい財政状況の中、利用計画のない財産の積極的な処分を検討してまいりたいと考えております。

最後に、下水道工事の進捗状況についてでございますが、3月に認定をいただいたゼロ国債分の石原地区の工事は、当初の予測に反し、転石まじりの土質であったため、予定していた延長まで施工できなくなりました。現在、最終精算をしている状況でございます。なお、この未施工分につきましては、来年度、引続き施工することにしております。また、6月に認定をいただいた砂走第1砂走地区污水管新設工事（16-3）2工区は、工期延伸の契約変更に伴う専決処分をいたしましたので、後ほどご報告申し上げます。

以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。今議会には、報告2件、同意2件、条例制定5件、条例改正5件、条例廃止1件、補正予算5件、当初予算6件を提出しております。どうぞご審議のほどをよろしく願います。

○議長（前田）以上で行政報告を終わります。

続いて、報告第1号、工事請負契約の変更について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第1号、工事請負契約の変更について。砂走第1砂走地区污水管新設工事（16-3）2工区の請負契約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第180条の規定により専決処分したものでございます。内容については担当者から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前田）下水道課長。

○下水道課長（朝倉）それでは、報告第1号、平成16年第27号議案により議決をいただきました砂走第1砂走地区污水管新設工事（16-3）2工区の請負契約の変更についてご説明申し上げます。変更内容は、工期の変更で「5 工期 議決の日の翌日から平成16年12月28日まで」を「5 工期 議決の日の翌日から平成17年2月25日まで」に改めたものでございます。専決処分年月日は平成16年12月16日でございます。

変更理由でございますが、この工事の施工計画では、県道東海田広島線内に、山陽新幹線高架下から西に約70メートルの地点から国信橋手前までの、延長にして271メートル

ルの区間に口径350ミリメートルの汚水管を推進工法で布設することにしておりました。しかし、240メートル推進した地点、具体的には明治乳業の正門手前付近で極めて粘性の高い地層に遭遇し、推進機及び推進管にこの粘土が付着し、推進できない状況になりました。この事態を解消するため、この地点に埋まったままになっている推進機を回収するとともに、次期工事のための立て坑をおろす必要が生じました。この立て坑をおろすためには、既にいただいている県道の工事期間を延長するための県との協議及び変更手続き並びに立て坑構築工事を含め、約2カ月間の期間を要することから、完成期日を平成17年2月25日までに延伸したものでございます。なお、残りの推進区間約30メートルにつきましては、立て坑を新たに構築したことにより既に国庫補助対象額に達していることから、今年度は施工しないことといたしました。また、残る約30メートルの区間につきましては来年度予算に計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上で説明を終わります。

○議長（前田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。崎本君。

○13番（崎本）今の説明ですが、私は説明がちょっとわかりませんが、ここでは工期の延長である、工期の変更であると言われましたが、今言われたことに対して、工期もじゃし、工事内容も、銭がないから何メートルかをやめたというような説明じゃったんじやが、そのこのところをもうちょっと詳しく、資料なら資料を提供して、この区間は何メートルあったんじやが、これだけは工事ができませんと。金額が足りないから、国庫補助の対象はこれだけで終わりました。これだけは予算がないから、これはやめましたと。今までそういう変更がいろいろありましたが、その都度資料が出てきましたよ。私はこれ、県との協議の結果、工期だけが延長だと思っておりましたら、今、説明を聞いたら、内容的に言うたら、金額も変更でしょう。それは、200何メートルかあった分の30メートルか何ぼはできんかったということは、工事の内容も違うておるでしょう。そこらのところをもうちょっとわかりやすく詳しく説明してもらわんかったら、今の説明をされたら、今年度できんから次の年度の予算へ繰り越して入っておると。そうしたら、金額の変更もあるんじゃないですか。そこらをよろしくお願いします。

○議長（前田）下水道課長。

○下水道課長（朝倉）今回、専決処分いたしましたのは工期の変更だけでございまして、お尋ねの契約金額については、先ほども触れておりましたけれども、残り30メートル区

間の推進ができない分、立て坑をおろした。恐らく相殺されるであろうというふうに計算しておりまして、まだ現在清算中でございますけれども、それらが相殺されて、契約金額の変更にはならないであろうという見込みの中で工期だけの変更をさせていただいたものでございます。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）だから、それは金額の変更じゃないんじやが、工事内容の変更も、この前から言いよるでしょうが。変わった場合は一応わかりやすく説明してくださいと言うたら、今後そのようにいたしますと言うてやったんじゃないんですか。そうじゃないんですか。お金の変更はなかっても、工事内容の変更があつて、同じことじゃないですか。何回も言いよるでしょうが。工事の請負契約をしたときには、これからこれだけの工事をこれだけの金額でやりますよという契約があるでしょうが。それを、立て坑をおろした場合、やむを得ず立て坑をおろしたから、推進工法の延長が30メートルか何ぼ、立て坑とそれとを精算して工事契約は変わりませんよと言われるのはわかりますよ。言われるのはわかりますが、5,000万以上は議会で説明が要りますよね。その場合に、契約書の内容と、今度契約された内容はちょっと違うんじゃないですかということをお願いするんです。それが問題になったから、以後こういうことがあつたら説明を事前にいたしますということをお願いしたんじゃないんですか、議会で。そうじゃなかったら、おかしいじゃないですか。契約内容が違つたら報告せにゃいけないんじゃないんですか。金額が同じじゃつたら、ほんじゃ、何をしてもええということですか。例えば6,000万なら6,000万でこれだけの契約をしましたと工事内容の契約をされますよね。勝手に、それじゃ、これができんかったけん、こっちをせいやと。議会で議決を得たことを勝手に工事内容を変更して好きなことをやられたら困りますよ。そうじゃないんですか。契約内容が変わつても、金額の変更がなかったら、ほんじゃ、好きなことができるんですか。それを追及したから、事前に説明いたしますということじゃなかったんですか。そうじゃなかったんですか、町長。その点、ちゃんと答弁してくださいよ。納得できんですよ、これじゃ。

というのは、今の成本のところでもそういう同じことがあつたんじゃないんですか。去年、推進工法ができんから、金額は同じじやが、開削工法をやめましたと。ほんじゃ、全然工事内容が違うんじゃないかと、議会から注文が出たから、事前に説明しますということをお願いしたんじゃないんですか。成本の件を思い出してもう1回答弁をお願いし

ます。ええかげんな答弁をするから、議会を愚弄しておると言うんですよ。コストのときにそういうあれが出たでしょうが。推進工法がいけなかったから、開削工法と同じ工事じゃったのが、開削工法ができなかったから、工事金額は同じじゃが、工事内容がどうのこうのというてあったでしょうが。そういうことはやっぱり議会に報告してもらわなきゃいけないと言うたら、ほんじゃ、次から事前に説明をいたしますと言われたんじゃないんですか。どうですか、それ、上下水道部長。そういうことがあったでしょうが。コストのときのから答弁をお願いします。

○議長（前田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博） 昨年のコストの件のときも申し上げたんでございますけれども、工事の契約につきましては、工事名、工事場所、請負金額、請負者、工期という5つのことで議会の認定を受けております。コストのときも申し上げたんですけれども、特に工事金額、請負金額に変更を生じない場合、内容が変更した場合についてはそのままいかせていただきたいというふうに申し上げたと思います。ただし、大幅に工事内容が変更する場合、昨年度は開削部分ができなかったということで、大幅であるということで、そういう場合には行政報告なり建設産業委員会の方にお諮りをして対応を考えたいというご答弁を申し上げたと思います。今回の場合は、契約金額に変更がありませんでしたし、推進工法の200メートルのうちの30メートルということで、その変更が少ないということで、議会の方には報告申し上げませんでした。ただし、これに伴っていろんな手続きをする必要があったので、工期の変更だけは当然、議会認定を受けておりますので、報告をさせていただいたということでございます。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本） 今言われたんでしょう、コスト地区の場合と。私が言うのは、あなた方が考えておることと一般庶民が考えておることは考えが違いますよ。あなた方は30メートルの推進工法が何百万か知らんが、大したことではないと。これは町民にとっては大変な税金ですよ。だから、好き勝手に変更ができれば……。それを事前に説明してくださいよと。何でその説明ができんのですか。やってもいいじゃないですか。何が都合が悪いんですか。重大なことと重大でないことはどこで、あなた方が勝手に決めていることじゃないですか。コスト地区のときに言うたでしょうが。全員協議会まで開いて変更金額を……。あなた方は法律、条例のことを出して言われますよ。それじゃ議会が納得できませんから、内容が変わった場合は事前に報告してくださいと言うたじゃないですか。そう

したら、そういうふうにしますと言われたじゃないですか。それが重大じゃないからと。重大じゃない、重大であるということはだれが決めるんですか。議会が決めることじゃないんですか。報告だけしたら、何も関係ないでしょうが。報告をして何か差し支えることがあるんですか。重大だか重大でないかはあなたらが勝手に決めることじゃないでしょうが。議会の承認を得たら、一応全員協議会でも、あった場合は報告しますと言われたから、報告ぐらいいいじゃないですか。怠慢じゃないんですか。そういうふうになっていないと言うて、この前もずっと成本のときにもそれで通されたから、全員協議会まで開いて、そうしたら、あなた方は報告しますよと言われたんじゃないですか。それは議会の承認を得た金額ですから、報告するのが当たり前じゃないんですか。報告して何か悪いことがあるんですか。やっても別にいいんじゃないですか。そうじゃないんですか。町民の血税、町民にいろいろかかわった問題だから、説明ぐらいいいじゃないですか、資料を出して、17年度予算に残りのあれが載っているが、17年度予算のときにまたせにゃいけんでしょうが。また出ますよ。どうですか。良心的な答弁をお願いしますよ。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）崎本議員の質問の後、いろいろ精査しまして、石原の成本の問題も含めて、今回出させてもらったこの変更についての図面の説明を今議会中に、できるだけ早く皆さんにわかるような資料を出させていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（前田）西山君。

○10番（西山）10番、西山です。崎本議員の質問の追加なんですけれども、確かに成本のときの工事契約内容と実際にやられたことが違って、以前のことを調べてみますと、確かに契約金額は変更ないけれども、工事内容は変更になっていた公共事業の箇所が何か所かあったわけです。それで、先ほど崎本議員がおっしゃったように、全員協議会で今後ちゃんと報告をいただきたいという議員の意見だったんですけれども、先ほど下水道課長は今、説明はされたと私は思っております。確かに契約金額に変更はないけれども、工事期間に対しては30メートル残っておりますと。今までには私たちに報告がなかった説明は確かにされたと私は思っております。先ほど崎本議員がおっしゃいましたのは、じゃ、その工事の期間ですね、工事内容の変更も今回この報告のときに説明書といいますか、資料を提供していただいたらどうかという崎本議員の質問内容だったと思いますし、私もこの報告第1号を見たときには、工期の延期だけであって、工事内容の変

更の資料は出ておりませんでしたので、どういうことかなと思っていたんですけども、先ほど議員に報告義務はそこにはないとおっしゃったので、今までは報告されていなかったんだな、しかし、今回は下水道課長が30メートル延長は平成17年度に工事をいたしますという報告は確かにされました。ですから、その報告とともに資料提供は今後していただけるかどうか、質問いたします。

○議長（前田）下水道課長。

○下水道課長（朝倉）できるだけお出ししていきたい、公開していきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。原田君。

○14番（原田）14番、原田です。工期の変更については出てきているんですけども、逆に、271メートルの推進工法を計画されていて、30メートルが届かないということで、まず工事の計画で所期の目的を達成できていないというような気がします。そこがどうなるかというのと、じゃ、30メートル分を、立て坑も予算が要るわけですけども、ここで補正予算を出してでも271メートルを完工する必要はなかったのかという、2点をお伺いします。

○議長（前田）下水道課長。

○下水道課長（朝倉）今回の工期変更でおわかりのように、2月25日まで立て坑の工事を含んで延長させていただく。残りの区間につきまして、1カ月で、検査等も含めると2週間余分に要るわけですけども、それらを含めて工程的に間に合わないという計算があります。それと、金額が1,000万を超えますので、これは明らかな変更となります。ですから、残りの区間が、中にあります1,000万未満という額を超えてしまいますので、それらの手続き等も踏まえますと、延伸して年度内に施工するということは事実上難しい、できないということで、ここで切ることにいたしました。

それと、先ほど冒頭で申し上げましたけれども、金額的なお話ですけども、立て坑をおろすこと等によりまして補助金に達しております。つまり、この工事については、できるだけ補助金を充てて、単独町費をなるべく使わない。残った30メートル区間を来年度にやりますと、これは当然国庫補助対象としてやりますので、その部分を単町ではなく補助対象で対応できるというメリットがございますので、この地点で切らせていただいたということがございます。

○議長（前田）原田君。

○14番（原田）271メートルの当初の計画で30メートル短くなった分について、当初の目的は達しておりますかという質問をお願いします。

○議長（前田）下水道課長。

○下水道課長（朝倉）この30メートルの延伸に伴ってどこに影響が出たかというお話ですが、具体的に言えば、明治乳業さん1社でございます。明治乳業さんはかなりの水を使っておられますけれども、その接続について実は現在、接続も含めて企業と協議をしている最中でございます。全体としては余り影響はないのではないかというふうに考えてはおります。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第1号については、これをもって終結いたします。

続いて、報告第2号、広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合同規約の変更について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第2号、広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合同規約の変更について。広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体に東広島市が平成17年2月7日から加入すること、及び市町村の合併に伴い規定を整備することから、組合同規約の改正について地方自治法第180条の規定により専決処分したものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（窪地）それでは、報告第2号、広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合同規約の変更についてご説明いたします。議案書の2ページをお開きください。また、あわせて資料1の「広島県市町村職員退職手当組合同規約新旧対照表」をお出しくください。今回の改正は、平成17年2月7日から東広島市が新たに広島県市町村職員退職手当組合に加入することに伴う組合同規約の変更でございます。あわせて、従前から組合を組織していた団体の市町村合併に伴う加入・脱退がありますので、組合同規約を改正することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同法第180条第2項の規定に基づき町議会にご報告をするも

のでございます。専決処分年月日は平成16年12月16日でございます。

専決処分の内容でございますが、平成17年2月7日から東広島市が賀茂郡豊栄町、河内町、福富町、黒瀬町、豊田郡安芸津町と合併の上、新たに加わるものでございます。また、市町村合併に係る構成市町の変更として、安芸郡江田島町と佐伯郡能美町、沖美町、大柿町が平成16年11月1日に合併したことにより江田島市とすること、山県郡加計町、筒賀村、戸河内町が平成16年10月1日に合併したことにより安芸太田町とすること、芸北町、大朝町、千代田町、豊平町が平成17年2月1日に合併したことにより北広島町とすること、世羅郡の甲山町、世羅町、世羅西町が平成16年10月1日に合併したことにより世羅町とすること、沼隈郡沼隈町が福山市と平成17年2月1日に合併したことに伴い脱退すること、神石郡の油木町、神石町、豊松村、三和町が平成16年11月5日に合併したことにより神石高原町とすること、また、市町村合併により解散した一部事務組合として江能広域事務組合、山県東中部福祉衛生組合、山県東中部消防組合、甲世上・下水道企業団、福山沼隈広域行政組合、福山市沼隈郡沼隈町中学校組合、神石広域事務組合、神石郡神石町三和町学校組合がそれぞれ脱退となったものでございます。今回の規約の改正の結果、組合を組織する団体の状況でございますが、3市48町村28一部事務組合の計79団体から5市28町20一部事務組合の計53団体になるものでございます。この改正規定につきましては、平成17年2月7日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第2号については、これをもって終結いたします。

これにて、諸般の報告のすべてを終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第4、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。固定資

産評価審査委員会委員であります石津智信さんが平成17年3月21日をもって任期満了となることに伴い、委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、引続き石津智信さんでございます。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（窪地）それでは、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてご説明いたします。議案書の5ページをお開きください。現固定資産評価審査委員会委員であります石津智信さんが平成17年3月21日をもって任期が満了することに伴いまして、引続き石津智信さんを再任としてお願いするものでございます。固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定に基づき、海田町の住民で町民税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が選任するものでございます。なお、任期は3年でございます。

それでは、石津智信さんの経歴についてご説明いたします。住所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいでございます。生年月日は昭和〇年〇月〇日生まれで、現在〇歳でございます。職歴でございますが、昭和39年4月に西部飲料株式会社に入社され、その後、昭和46年6月に株式会社藤川運輸の取締役を経て、昭和50年5月に有限会社オリエント代表取締役として勤務され、昭和52年3月に東海住宅有限会社を設立され、その代表取締役として現在に至っておられます。なお、平成11年3月から本町の固定資産評価審査委員会委員としてご活躍をいただいているところでございます。土地・家屋の評価に係る実務経験を踏まえ、適任であると判断し、選任の同意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第1号について採決を行います。お諮りいたします。

同意第1号については、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、同意第1号についてはこれに同意することと決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第5、同意第2号、教育委員会委員の任命の同意についてを議題といたします。ついては、慣例により、教育長の退席を求めます。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）同意第2号、教育委員会委員の任命の同意について。教育委員会委員であります正木洋さんの任期が平成17年4月9日をもって満了となるため、引続き同氏に任命したいので、同意をお願いするものでございます。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（窪地）同意第2号、教育委員会委員の任命の同意についてご説明いたします。議案書の6ページをお開きください。現教育委員であります正木洋さんが平成17年4月9日をもって任期が満了となることから、引続き再任として正木さんをお願いするものでございます。教育委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、人格が高潔で、教育、学術、文化に関して識見を有する者のうちから議会の同意を得て町長が任命するものでございます。なお、任期は4年間でございます。

それでは、正木洋さんの経歴についてご説明いたします。住所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいでございます。生年月日は昭和〇年〇月〇日生まれで、現在〇歳でございます。職歴でございますが、昭和42年12月に海田町に採用され、その後、昭和53年10月から民生部福祉課長、昭和60年4月からは企画部施設整備課長、昭和62年7月からは建設部下水道課長、平成3年4月からは総務部総務課長、平成7年10月からは教育委員会教育部長、平成9年10月からは同じく教育委員会参事を歴任され、町職員として33年間にわたり多方面にご活躍をされました。また、平成12年10月3日からは町収入役に就任、平成16年4月15日から教育委員会委員として就任され、同日から教育長としてご活躍をいただいているところでございます。これまでの経験を踏まえ、教育委員として任命の同意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第2号について採決を行います。お諮りいたします。

同意第2号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、同意第2号についてはこれに同意することに決定いたします。教育長の入場を許します。

暫時休憩いたします。再開は10時20分。

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 休憩

午前10時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第6、第1号議案、海田町民の安全に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第1号議案、海田町民の安全に関する条例の一部を改正する条例の制定について。現在、各種団体が独自で実施している防犯活動等を総合的に推進するため、条例の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（前田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）説明に入ります前に、資料の訂正をお願いいたします。資料の2でありますが、「海田町民の安全に関する条例新旧対照表」の「新」の部分の第2条でありますが、棒線部分の「犯罪及び事故等」の「及び」の部分ですが、正しくは「、」でございます。訂正の方をよろしくお願いいたします。今後このようなことがないように気をつけますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案、海田町民の安全に関する条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。今回の改正は、多発する犯罪や事故等から住民を守り、犯罪

の起こりにくい環境づくりを推進することを目的に、現在、各種団体が独自で実施している防犯活動等を総合的に推進するために所要の改正を行うものでございます。

それでは、資料2の「海田町民の安全に関する条例新旧対照表」により内容をご説明いたします。まず、第2条の改正は、安全活動の定義に「、事故等」を加える改正でございます。この追加は、犯罪と深い関係のある交通事故等も含め、総合的に安全で住みよい地域社会の形成を目指すために追加するものでございます。次に、第3条の改正は、町の責務として「安全な生活環境の整備」を加える改正でございます。町道等における防犯灯や交通安全施設等の整備は当然町の責任において行うものですが、防犯対策は啓発活動や団体育成の面だけではなくハード面も重要でありますので、今回追加するものでございます。この条項3号を追加することにより、従来の3号を4号に改めるものでございます。続きまして、新たに追加した改正後の第6条でございますが、町の施策を効果的に推進するため、生活安全推進協議会を設置するものでございます。この生活安全推進協議会は、現在、自治会、青少年育成海田町民会議、PTA等、各種団体が独自で実施している防犯活動等を総合的に推進することを目的に、犯罪等の発生状況の把握や、関係機関や団体との連携及び情報交換などを行う場と位置づけ、構成員としましては、防犯活動等を実践しておられる団体の代表者、海田警察署の担当者及び町の職員など、15名程度を考えております。この新たな第6条を追加したため、従来の第6条を第7条に改める改正を行っております。

なお、改正後の新条例の施行は公布の日からとしております。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原君。

○7番（桑原）3点ばかりお願いします。第2条の関係ですけれども、こういうことがないように。ミスがあったんですよね。先手をとられたからあれなんですけれども。こういうことは絶対あってはなりません。

それで、この「事故等」というのを加えた点ですね。今おっしゃった交通事故というのも確かにあるんでしょうけれども、役場の職員もよく交通事故を起こしますよね。そういう場合に、刑法上まで行くと犯罪になるわけですが、そうでないものを皆含んで言っておられるのかどうなのか。こういう「事故等」を加えた、交通事故だけなのかどうか。海田町の条例ですから、海田町で特に「事故等」を加えたのは何か意味があるんじ

やないかということ。これを読んで一番最初に思い浮かんだことは、原子力発電なんかの事故があるでしょう。そういうのはまさに生活に危害を及ぼすということの事故だったんだけど、交通事故ぐらいだけで条例を改正した意味は何かあるんでしょうかということがまず第1点。

それから、第2点は3条のことなんですけれども、第3号に「安全な生活環境の整備」というのが入っています。それは旧条例の第3号で「その他第1条の目的を達成するために必要な施策」という中に当然読めるわけですよ、法の解釈上は。それをあえて第3号で「安全な生活環境の整備」というのを入れられたのは海田町にとって何か理由があるのかどうか。今後こういう変更するような事項が出てきますと、4号、5号とだんだんだんだん、具体的な条項を入れられるような環境というんですか、そういうような状況になったら改正を加えていかれる考えなのかどうか。要するに、この第3号を加えることによって、海田町に今までこれを加えないといけないような何か理由があるのかどうかということです。それで、今後そういうようなものが起きたら改正していくのかどうかということ。

それから、第6条が新たに設置されたわけなんですけれども、生活安全推進協議会、この目的は、ここに書かれていますように「第3条の施策を効果的に推進するため」ということ、この目的はわかるんですけれども、協議会の議事運営規則なり運営規定みたいな、そういう組織のこと、それから協議の内容、そういうようなものはもう決めておられるのでしょうか。下部規定といいますかね、この条例の下の。要するに、通常、協議会とか審議会とかをやりますと、運営規則とかそういうものを当然つくるはずなんです、その点、3点、どういうお考えかどうか。

○議長（前田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）まず、1点目の「事故等」については交通事故等を想定しております。ただし、先ほど議員さんがご指摘のような原子力というふうな大きなところまでのことは現時点では考えておりません。「事故等」におきましても、交通事故と言える前に交通事故予防というふうな形、具体的に言えば、自転車の二人乗りであるとか、そういうところも含めての「事故等」という考え方を持っております。

次に、2点目の「安全な生活環境の整備」というのを具体的にここに明記したことの意味なんです、先ほどもご説明いたしましたとおり、防犯対策に関する各種設備の設置というのは当然のこととして町の責任において行うべきものであると思います。ただ

し、この条例の中で、防犯意識という部分で町の姿勢として生活環境の整備というのをあえてここへ載せさせていただいたものです。今後、新たな要素が出てきた場合に、それが条例の中にしっかり入れ込まなくてはいけないものであれば、その追加については検討してまいりたいと思っております。

最後に、生活安全推進協議会の規則でございますが、これについては定めることとして今、策定作業を進めております。構成員の具体とかというところがまだ詰まっておりますので、これは早急に定めていきたいと思っております。

○議長（前田）住吉君。

○15番（住吉）この問題は私、前回だったか前々回の議会で取り上げて、今、安全にかかわる問題、あるいは交通指導にかかわる問題で、町内には10個ぐらいの組織があると。ところが、ばらばらである、だから統一しようということではなかったのではないかなと思うんですが、今、15名程度の協議会をおつくりになるんですが、過去において、組織をつくっても、今申しましたように、10ぐらいあっても何もできない、実行が伴わないということが多いんです。せっかくこういうものをおつくりになるなら、まだ具体的な方針とか内容は決まっていらないようですが、頭の中でどういうものを作って、実行のできるものをつくっていただきたいと思うんですが、そういうお考えはどういうふうにご考へられるか。簡単でいいから。今つくただけではだめなんだから、これから具体的に検討するじゃいかんから、前もって言うておくんですが、やっぱりちゃんと組織をつくった以上は実行していただきたい。すべてそうだから、今まで。一応それだけお聞きします。

○議長（前田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）当然ここで協議会を設置するわけですから、これについては継続して活動を続けていきたいと思っておりますし、先ほどもご説明いたしましたように、現在、各団体が独自で取り組んでおられる防犯活動を総合的に推進するため、いろんなご意見をその協議会の場に出していただいて、それと、犯罪の発生状況等につきましても、海田警察等からの情報提供をいただいて、今、海田町でどういった犯罪が多く起きているのか、それに対してどういう対策を講じていったらいいのかという方向性を見つけ出して、それぞれの団体でまたそれを持ち帰って活動していただくというふうなことで対応していきたいと考えております。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。2点だけお尋ねいたしますが、1点について、こういう生活安全推進協議会という条例でこれをつくるわけですけれども、治安の問題に関して防犯という形になるんですが、公務災害が起きた場合にこれに準じて適用できるのかどうか、公務災害になるのかどうか。例えば子ども会で地域の中に入って事故に遭う、あるいは事件にも遭遇するという場合に、条例をちゃんと決めたら、それが公務災害として適用できるのかどうか、これが1点。

もう一つは消防団に関する問題で、消防団が夜、防犯という形でパトロールをしておりますが、当時、私は消防団におるときに、消防団は消防組織法に基づいて消防活動をやっておるのに、いわゆる警察の方の防犯活動、治安に関する問題にも入って、これはもうちょっと研究する方がいいんじゃないかということで、何か月か時間を置いたけれども、いつの間にかそれが消防団の防犯活動。悪いことじゃないからいいんですけれども、しかし、消防組織法に基づく消防団の本質から抜けてそれに行っていると。これが、どこか全国で消防団が防犯活動をやっておるからということで新聞ざたになったんですね。これから修正があつて、消防団は防犯じゃなくて防火や放火や、そういう問題に対してパトロールをするという位置づけに変わってきたんですね。消防団と今言われる十五、六団体があるという、その関係はどういう方向になっていくのか、これをお尋ねします。

○議長（前田）総務部長。

○総務部長（山本）まず1点目の、何か事故があつたときに公務災害になるかというご質問ですが、ご指摘の生活安全推進協議会の委員さんについて活動の中でけがをされた場合にとのことでお答えいたしますと、これは公務災害にはなりません。それからまた、他の団体、防犯組合とかいろんな任意の団体がございますけれども、これにつきましても公務災害の該当にはならないというふうに思います。

それからもう1点の、消防団の活動の中で防犯がいかげなものであるかというご指摘でございしますが、ご指摘のとおり、そういう解釈はできようかと思えます。今回、海田町の消防団の方で防犯活動を夜間等にしていただいておりますが、防犯に偏った考え方で活動は少し疑問が残るというふうに思っております、あくまで防火活動が主体であり、その一環として町内を巡視する中で防犯の部分にも目を向けていただくという解釈をとってまいりたいというふうに思っております。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）町でこういう協議会をつくるということになれば、今、協議会の委員については準公務員的な扱いで公務災害が適用できるという……。違うんですか。協議会の委員は災害に適用できるという話を今聞いたんですが、違うんですか。じゃ、実際にその指導はどうするんですか。例えばそういう問題で注意を与えたと。公園かどこかでたむろしておった。これはちょっとおかしいなど。あるいはサティであるとか駅前であるとかというところで。これを本当に青少年を中心として育成の指導をしたと。そういう場合にたまたま事件に巻き込まれたという場合について、全く町が手だてをしないというのもおかしいわけですね。もちろんいろんな自治会でそれなりの保険とか、それをかけておるんだと思うんですが、しかし、町がこうして条例で上げて、こういう協議会をつくって10何カ所の団体と一緒にやろうと言えば、それはそれなりの補償もやっぱりしてあげんかったらいかんと思う。特に今は何が起きるかわからんような時代ですね。こういうところでやっぱりその指導はどうなのかということ。

それからもう一つ、消防団、これは明確にしてほしいと思うんです。町の公的な資機材を使って巡回をしておるんですけれども、そこら辺が消防団に対してあいまいなんです。私が指摘をして、いつの間にか防犯のパトロールをし出したと。しかし、事件や事故に遭遇したときに、じゃ、どういう手だてをして、消防団の位置づけはどうなのかというのが明確でないと思うんです。ご存じのように、消防組織法はもちろん人命やそういう災害に対して出動して救助するということが任務としてあるんですが、事前にその問題を治安や防犯に対してするのは組織法にはないんですね。そこら辺は明確に団員にも徹底してする必要があると思うんですが、その辺はどうなのか、お尋ねします。

○議長（前田）総務部長。

○総務部長（山本）公務災害の関係ですけれども、この生活安全推進協議会の委員さんは、はっきり申しますと、非常勤の特別職ではございません。非常勤の特別職であれば、この活動の中でけがをされれば公務災害の適用になろうかと思いますが、そうではないということでございます。他の団体等、任意の団体はたくさんあるわけですが、こうした方たちが活動の中で……。済みません、その前に、この協議会の委員さんが直接行動を起こして活動するということは、現在のところ考えておりませんで、先ほど担当課長が申しましたように、いろんな団体の方で組織をし、意見の調整あるいは意見交換をします。ただ、そういう会議をする際の途上でけがをされるということは考えられるかもわからないのですが、活動の中でのけがというのは想定しておりません。

それから、それぞれの団体での活動の中でけがをされた場合に、そこらの指導をどうするのかということですが、先ほど申しましたように、基本的には公務災害の適用は受けることができませんので、任意のそういった自治会あるいはいろんな団体の方でそういう傷害保険等に入っていただくというようなことで対応していただきたいというふうに考えております。

それから、消防団の関係につきましては担当課長の方からお答え申し上げます。

○議長（前田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）消防団のパトロールの件でございますが、これは議員さんがご指摘のように、あくまでも消防団というのは防火活動をする団体でございます。現在行っているものにつきましても、あくまでも防火活動の一環として、そのパトロールの最中でそういった防犯に関する事例に当たった場合、そこについてもということで、あくまでも主体は防火活動ということで、これについては国の消防庁の方からもうそういう通達が来ておりますし、消防団の方に対しても私どもの方から、この活動はあくまでも防火活動だという位置づけで行ってくださいということでのお願いをしております。

○議長（前田）中岡君。

○17番（中岡）17番、中岡です。私も事故についての定義をお尋ねしようと思ったんですけども、先ほど桑原議員の答弁で、交通事故を想定しておるというふうに言われましたので。今、海田町には交通安全推進協議会というものがあって、年に1回か2回、交通安全推進のための大会とかパレードを実施しておりますけれども、これはあくまでも任意の団体ということになって、条例の中で交通事故というものを追加するということになると、当然交通安全推進協議会というものは、この条例から言えば、下部組織になるというような感じになるわけですけれども、その関係はどうなのかということ。

それからもう一つ、今、課長がお答えになったように、我々が防犯パトロールとか防犯活動をしておる途中で事故に遭うとか犯罪に遭うとかということがあれば、当然そういった保険の適用があるわけですけれども、犯罪とか交通事故というのはいつどこで起こるかわかりませんし、これを未然に防止するための活動を言う。こう言うても、未然に防止できなかつたときにどこまで海田町が責任をとるのか。ましてや、この追加された3項で「安全な生活環境の整備」と、こうなっておるんですね。これは防犯灯とかというような、いろいろ、道路を明るくするとかと言われましたけれども、一般住民が犯罪に巻き込まれて、最近では簡単に人を殺すような、毎日、殺人の報道がなされておるま

すけれども、そういった事件が起こったときに、海田町は安全な生活環境の整備ということをやっているうちに、たまたま防犯灯がなかったとかというような暗い場所で犯罪が起こったということになると、これは海田町の責任も問われてくるようになるんですけれども、そういったものについて海田町がどこまで責任をとれるのかということについて明確にする必要があると思います。この交通安全推進協議会の問題と、犯罪が起こったときの町の責任の問題、この2点について明らかにしてもらいたいと思います。

○議長（前田）総務部長。

○総務部長（山本）まず、交通安全推進協議会とこの安全協議会ですが、今、上部団体とか下部団体とか、そういう考え方はしておりません。あくまで交通安全推進協議会につきましては交通安全について推し進めていただく団体であり、先ほど申しましたように、この生活安全推進協議会につきましてはあくまで諸団体の意見交換あるいは情報交換等をする場ということで、上部団体という位置づけはいたしておりません。

それからもう1点の、いざ、町内で犯罪が起こった場合の責任範囲ということですが、あくまでこの条例については、そういったいろんな事故あるいは犯罪が起こらないよう、町が第3条でもってこういう施策に努めます、努力をしますという町の姿勢を示しているというものでございまして、いざ犯罪が起こったときに町の責任がどこにあるかないか、これはいろんなケースの中で、町の管理するものの中に瑕疵があったために、その犯罪に遭ったというような事例があれば、これは裁判所なり、あるいは警察の方が判断すると思いますが、そうした中で判断されるべきものでございまして、町の方で定義ができるものではないというふうに思っております。

○議長（前田）西山君。

○10番（西山）10番、西山です。私は、住吉議員が、過去にたくさんの海田町の団体がある中で、統括をして強力な安全なまちづくりのために何か団体をとというような解釈をしておりましたら、今回出てきております生活安全推進協議会というのは、各団体の一人ひとりに集まっただいて意見調整とか意見交換をとということだったので、ちょっとショックを受けているわけなんです。じゃ、今までの行革には一切なくて、1つ協議会が増えたんだなというとらえ方しか私にはできないわけです。

次に、規則はまだできておりませんのでということなんです、すぐに答弁はいただけないかもわからないんですけども、じゃ、この生活安全推進協議会を開催される日程はどの程度を考えられていらっしゃるんですか。

もう1点は、私は、この町民の皆様の安全に関する協議会ですと、いろいろ危ないこととかが起こったときに速やかに協議会は開催されないと、意味がないかなと思ってるのが1点と、お聞きしたいことは、その情報を速やかに住民に発信しないといけないと思うんです。その発信方法はということか。また安全協会とかPTAとかにおろして発信しますと時間がかかりますので、こういうことはできないと思うんですけれども、どういふ方法で速やかに住民に発信されるお考えなのか、2点お伺いします。

○議長（前田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）情報発信についてでございますが、これは、現在でも各自治会の方には犯罪発生状況とかというのはうちの方から定期的に出しております。そのほかに今後考えておりますのは、ホームページを立ち上げるであるとか、あるいは大きな、町民の皆様へすぐお知らせしなければいけないようなものにつきましては、防災行政無線等を活用しての広報活動というふうな形で対処していきたいと考えております。

会議日程についてでございますが、ちょうど年度末を控えまして、各種団体等も役員改選の時期等がありますが、これは4月の初めには、できるだけ早い時期には開催したいと考えております。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）お聞きしますが、附則のところに「この条例は、公布の日から施行する」とありますが、これを先に第1点目、お願いします。この公布というのはいつを指しておるのか。

○議長（前田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）ここでこの改正条例を可決していただきましたら、議会の方から町部局に通知があって、町の方で公布をするという手続きを踏んだ日でございます。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）わかりました。私は1点ほど質疑いたしますが、今、私が言うのは、安全な生活環境です。私がこの間、夜間、散策される人から、通学路が非常に暗いと。これは五、六人が夜歩いて、夕方歩いて、朝方歩いて、通学路が非常に暗いという指摘を受けましたので、言うたら、予算がないと。今年度の予算がないからと。街灯の1つや2つですよ。予算がないからつけられません、来年度じゃと言われましたが、これの定義を見ましたら、やっぱり通学路で子どもの安全対策の面で、今言われました、どっちが過失があるか、どっちがどうのこうのともし問題になった場合は、それは町民からの

要望が出て、やらなかったら行政側に過失もあると認められますので、今のこれがあったですよね。公布の日からやるのなら、やっぱり町民の多数の意見がある、ましてや通学路で何人の人がここをやって、これは通学路じゃけん危ないじゃないかと言われた場合は速やかに対処するのがやっぱりこの条例の中に入ると思いますが、そこらの考え方をもうちょっと明確に答弁できたらと思います。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今ご指摘のようなことは、昨年から町民サービス室というのを設置しまして、つぶさに毎月、町民とか議員の皆さんからいろんな要望とか指摘があったことすぐに対応して、現在たくさん修理したりをやっています。それに加えてまだそういう点があれば、ぜひ、金額が大きいから予算の問題があったのかかもしれませんが、できるだけ速やかに対処しますので、よろしくをお願いします。

○議長（前田）岡田君。

○4番（岡田）4番、岡田です。今の崎本議員の質疑と同じような格好になるんですが、やはり物すごくいろんなところで第3条の「安全な生活環境の整備」といっても、実際にはやはり予算がかかると思うんですよね、予算上のこと。そういうふうな積極的な予算を配分してもらえるのかどうか。それと、いろいろな場合に海田町だけで解決できないというか、警察の管轄とか広島県の問題とか、そういうふうないろいろあるんですけども、そういうふうなところを積極的に協議をしたり、相談に乗ってもらえるかどうか、これは非常に大切だと思うんです。今までどこそこの歩道が物すごく狭いから広くしてくれというのはいっぱいあるんですけども、これは予算にかかわってくるもので、なかなかおいそれとはできないと思うんですけども、やはりここでせつかく安全な生活環境の整備ということになりますと、ただ言葉だけではなくて、予算上の措置というのが必ずかかわってくると思うんですけども、その辺のところをもう一度、町として積極的にそういうふうなものに取り組んでもらえるかどうかというのをお願いします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）ご指摘のように、県道の場合は県の管轄とか、国道の場合は国の管轄、または公安委員会の問題も含めて、町が手が出ない問題もあります。しかし、緊急の場合とか、非常に危ないところの問題につきましては、今以上に積極的に警察とか国道とか、そういう各方面に働きかけてやってまいります。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中） どうも聞いておっても納得できないというか、もうちょっと親切にしてほしいというのがある。災害に遭ったとき、災害というか事件や事故にですね。せっかくこの協議会をつくられたんですから、公務災害の補償ができないというのは、「事故に遭われて悪かったですね」だけでは済まんと思う。気の毒だしね。もちろん国にもいろんなそういう措置がありますが、しかし、生活安全推進協議会が方針を出してお願いしたところは、その部分だけでも町が保険をかけて、そういう該当した人に適用できるような、そういうことを考えておられるのかどうか、せっかくこういうのをつくって、あとは事件や事故に遭うても知らんというのもちょっと冷たいし、我々も審議する中でその辺がやっぱり一番詰めておかないといけないんじゃないかと思ってまた質疑をさせてもらったんですが、その点はどうですか。

○議長（前田） 町長。

○町長（山岡） 事故とか犯罪とか、ケース・バイ・ケースでいろいろあります。その中で、国の判例によってこういう裁判的なものが出た経緯もいろいろございます。そこらを含めて、今後、こういう安全に対する町の条例をつくらせていただくので、いろいろそこらは前向きに検討してやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（前田） 中岡君。

○17番（中岡） 17番、中岡です。先ほど山岡町長が、指摘があれば速やかに対応するというお答えをいただきましたので、非常に心強いんですが、指摘をしないと速やかに対応しないのか。というのは、なぜこういう質問をするかという、12月の一般質問で私は交通標識の問題を出しました。三月も四月もたって全然移動させなかったのが、一般質問を出した途端に、ご指摘の標識は移動させましたという答弁をいただいたんですが、そのときに、ほかにもあるんだと、新開蟹原線には。例えば藤川ストアーから幸保育所に向かっていく途中にも、今は木の葉が落ちて、それから、かなり大幅な剪定をしているので、交通標識は見えますけれども、これが春になって芽を出して、5月ごろに青葉が茂ってくると、交通標識が見えないという箇所があるわけです、現実に。私はあえてそこまで指摘しなかったのは、役場がどれだけ対応するのかということを見たかったんです。だから、指摘されたところだけやって、そのときに町長はほかについても調査をしてというような答弁をしておられるけれども、全然調査をした形跡もないし、交通標識の移動もない。だから、速やかに対応すると言われても、信用できんです。そこら辺の問題についてどう考えておるのか、答弁してください。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今ご指摘のことも昨年来からいろいろありますが、町民サービス室も町内を巡回して、かなりの成果を上げて、実績は、中岡議員がおっしゃる以上に私はできておると思います。私もまた、ご指摘のあったところは直接自分で足を運んでみて、いろんな保育所とか学校とか、町の道路の問題もつぶさに行っておるつもりでございます。何かありましたら、言ってください。いつでもまた対処してやっていきたい、こういうように思います。

○議長（前田）ほかに質疑。西田君。

○5番（西田）生活安全推進協議会というのはいろんな各種協議会がございますので、それらを統合してやるのではなくて、独自のもので協議していく協議会であるというふうに今説明を受けたんですが、生活安全にかかわって、それをテーマに集まって会合をされる、実行を伴わないような協議会のように説明を受けましたので、名は体をあらわすということで、連絡協議会とか、そういう名前の方がいいのではないかと思います、その点、いかがお考えでしょうか。

○議長（前田）総務部長。

○総務部長（山本）名前の適不適ということなんですが、この生活安全推進協議会、先ほど警察等ともよく連携をとって進めてほしいというご意見が出されたんですけども、実はこの件につきましては広島県警察が、社会の中で非常に犯罪が増えてきたということで、各市町村に、こういう組織をつくって警察の情報等もここで提供していき、いろんな団体が連携をとりたいという申し出がございました。ちょうど本町におきましても議会の方で、いろんな団体があるけれども、それを整理するといいますか、統合・連携をするというご意見も出されたときでございます、そうした中でちょうど時がいいんじゃないかということで、今回この条例を改正させていただいて生活安全推進協議会というふうなものを設置させていただいたものでございます。この名前につきましては、推進協議会がいいか、あるいは連絡協議会がいいのか、それは名前のつけ方ですから、いろいろあろうと思いますけれども、警察の方で1つの案として出されたのが生活安全推進協議会ということで、この条例に盛り込ませていただいたものでございますので、そうしたことの理由でこの名前をつけさせていただきました。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）警察の方からの連絡でこういう立ち上げをされたという意向があると思うんですが、青少年育成関係の方でも、警察のサポートセンターの方から自宅へのメール、こういったものも一応来るようになっております。そういった情報提供というのは、こういう生活安全推進協議会を通さなくても、ある程度の情報は流れるようなシステムは現在あります。そこをあえて生活安全推進協議会というのをつくられて、いろんな今までのいきさつ等を踏まえられて調整されるような協議会のように見えましたので、名前の方を生活安全推進連絡協議会とか、そういった、先ほどの説明の中でも実行を伴わないという言い方をされて、補償の問題等も含めてそういう答弁がなされたんだと思いますが、やはり設置する上で、名は体をあらわしますので、できればその名前を慎重審議していただきたいという考えがあるんですが、その点、いかがでしょうか。

○議長（前田）総務部長。

○総務部長（山本）現在、例えば防犯組合とかというような、警察と密に連携をとりながら、情報交換をしながら活動していらっしゃる団体もあります。今ご指摘の青少年育成もそういった情報も提供していただいておりますというようなこともあろうかと思いますが、町内には、先般もご指摘のように、PTA、あるいは自治会、いろんなそういう防犯、交通安全の活動をしていらっしゃる団体があるわけでございまして、そうした団体に今そういった警察等の情報がすべて行っておるかというのと、これはないわけでございます。そうしたことを1つの協議会の中で、警察の持つ情報は警察の方から出し、あるいは町が持つ情報は町が出して、皆さんで横の連携をとっていくということでございますので、そういうふうにご理解いただきたいと思います。また、この名前につきましては、現在提案をさせていただいております生活安全推進協議会ということで実施させていただきたいというふうに思います。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。原田君。

○14番（原田）14番、原田です。この「定義」ですね、第2条、安全活動等の定義があつて、「生活に危害を及ぼす犯罪、事故等による被害を未然に防止する」ということがあつて、第3条に、例えば「1 安全活動に関する啓発活動」。もう少し広義な意味でとらえると、いわゆるテロ、これも含まれて考えられたのかどうか。例えば13旅団があるんですよ、町内に。これに向けていろんなことをされてくる可能性もゼロではないわけで、この辺も考えて、テロ行為も考えて、啓発活動をされるときも、こういうことがありますから、これに十分注意するような方法も手段として啓発されていくというよう

なこともお考えなのかどうなのかをお伺いします。

○議長（前田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）今のテロの問題ですけれども、ここの中ではテロとかそういった大きいものについては想定をしておりません。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。三宅君。

○3番（三宅）3番、三宅です。去年も私が「減らそう犯罪」ということで質問をして、今、県内の地区としては安佐南区がモデル地区で非常に力を入れてやっております。そういった先進地というか、そういったところもよく聞いたり踏まえて、それで、先ほども出ておりましたけれども、もう一度この推進協議会の年間活動計画、こういったことをやるのかということと、後からまた出てくるとは思いますけれども、予算的なもの、どれぐらい組む予定なのか、その2つをお願いします。

○議長（前田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）年間活動計画につきましては、これは先ほども、会議の開催等については定期的に実施をしていく予定でございますし、犯罪等、緊急事態が発生した場合にはその都度臨時に集まるということでやっていきたいと思っております。予算につきましては、一応この委員さんについては、先ほども言いましたように、非常勤特別職の扱いにしておりませんので、無報酬ということですから、予算はありません。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第1号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第1号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第7、第2号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第2号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について。不動産

登記法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（前田） 税務課長。

○税務課長（永海） それでは、第2号議案、海田町税条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。資料3の「新旧対照表」をお願いいたします。今回の改正は、不動産登記法の全部改正に伴い、関係条文の整理を行うものでございまして、まず、第54条でございますが、固定資産税の納税義務者等について定めているものでございまして、「土地登記簿」及び「建物登記簿」が「登記簿」に改正されたことから、第2項及び第5項の関係字句の整理を行うものでございます。3ページをお願いいたします。第72条でございますが、不動産登記法に定めております土地の表題登記の申請や分筆・合筆の登記の申請、あるいは新築した建物の登記の申請や、土地や建物の滅失の登記の申請などの、登記の申請をしなかった場合に不足する固定資産税の税額があった場合の徴収について定めているもので、これら登記の申請を義務づけている不動産登記法の根拠規定が変わったことにより整理を行うことと、もう一つは、あわせて字句の整理を行うものでございます。

議案の8ページをお願いいたします。この条例案は、不動産登記法の施行日でございます平成17年3月7日から施行するものでございます。以上、簡単ではございますが、海田町税条例の一部を改正する条例案についての説明を終わらせていただきます。

○議長（前田） 以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第2号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第2号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田） 異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおりこれを決します。  
~~~~~○~~~~~

○議長（前田） 日程第8、第3号議案、農業委員会の選挙による委員定数条例の制定につ

いてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第3号議案、農業委員会の選挙による委員定数条例の制定について。農業委員会等に関する法律の改正により、選挙による委員の定数を市町村が地域の実情に応じ定めることとされたため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（前田）建設部次長。

○建設部次長（児玉）それでは、第3号議案、農業委員会の選挙による委員定数条例の制定についてご説明申し上げます。議案9ページをお願いいたします。このたびの農業委員会の選挙による委員定数条例の制定は、農業委員会等に関する法律の改正により、選挙による委員の定数を市町村が地域の実情に応じ定めることとされたため、改正するものでございます。内容につきましては、選挙員の定数10人を6人に改めるものでございます。なお、この条例は公布の日から施行されますが、施行後初めて告示される一般選挙から適用されるものでございます。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。国岡君。

○18番（国岡）定数の改正ということですが、今、農業委員の仕事、どのような内容の仕事をしておられるのか。本町では市街化区域が全部ですね。調整区域は山だけです。ほとんど畑も何も皆、市街化区域になっておる中で、昔は農地転用の場合は農業委員が許可をおろしておったですね。今は届け出制になっておりますので、委員会の権限というものがどの程度あるのか。農業委員会が必要なものか。私は今は必要ないんじゃないかというような感じを持っておるんですが、町長はここへ出しておられるので、定数を減らして仕事もないようになるんじゃないだろうと思うんですが。定数を減らすということになっておりますので。実際に権限もない、何もない委員会はないと思うんですが、その点、この委員会をないようにする方法を考えておられませんか。考えをひとつ、農業委員の仕事と、農業委員がなければいけないというような根拠があるんですか。そこを説明してください。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）農業委員会の件でございますが、前に私が議員のときにも多少そういう指摘をした経緯もございます。しかしながら、現在、海田町には農家が152戸、現在も農業をやっておられる方があるということを数字的に把握しております。そして、農耕面

積が52ヘクタールというふうな把握をしておるんですが、やはり海田町も市街化以外に、農業も今までの経緯からしてもかなり活躍されたということをおも思っておりますが、今これを一度に廃止するという事に対しましてはいろんな問題もあると思っておりますが、今回、定数をかなり減にされてやっていただいたということをおわせて、また、行革の問題で今後、今いろいろな検討をしておりますので、改めて皆さんにお示ししたい、こういうふうにお思っております。

○議長（前田）国岡君。

○18番（国岡）返事が、仕事の内容、権限があるのかないのか、仕事はどのような仕事をしよるのか、はっきりそこを説明してください。どうしてもなければいけないということの理由。

○議長（前田）建設部次長。

○建設部次長（児玉）この農業委員会につきましては、いわゆる今の農業委員の改正に基づいての法改正の中で、面積が200ヘクタール以下の市町村においては設置義務についてはございません。しかしながら、近傍近辺、今、町長が答弁いたしましたように、152戸、52ヘクの農地がございます。そんな中で地産地消に取り組んでおられる農家も何軒かあります。そういう中で、農業委員会として農業の振興と色々な農業のものについて審議していただくということで農業委員会を設置しております。また、今年16年ですが、件数として43件の農地転用もしくは納税猶予に伴う特別農地の証明、非農地証明等の件数のものを行っております。以上です。

○議長（前田）国岡君。

○18番（国岡）農業の振興ということが大きな問題になっておると思うんじやが、農業の振興だけじゃったら、別に委員会がなくてもできると思うんです。三位一体の合理化でやっぱり200万ぐらいの予算を組んでいますので、本当になければ困るというものは、今の話を聞いてみると、ないように思うんですが、町長はこの案を撤回するあれはないですか。農業委員会を廃止する考えはないですか。なければまた考えますから。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）先ほど申し上げましたように、過去の経過を踏まえて、13人がおられた農業委員を今回かなり減らしていただくという段階的なものでございまして、今おっしゃるような行革の問題の一環として取り組んでおりますので、しばらく様子を、改めて来年になるか、今年いっぱいになるかはわかりませんが、検討して皆さんにまたい

いろいろと問いかけたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（前田）中岡君。

○17番（中岡）17番、中岡です。今、建設部次長の答弁の中でも、いわゆる農業委員会の必置基準面積がかなり引き上げられて、海田町がそれに該当するとは思えないし、しかもこの農業委員会の法律をつぶさに見てみると、いわゆる専業農家に必要な農業委員会であると。これは例えば、今言いましたけれども、200ヘクタール、北海道は800というような、かなり膨大、規模が大きい農業従事者に必要な農業委員会。海田町については農業委員会は必要ないと思うんですよね。ただ、今まであったから、惰性みたいな形で置いておる。町長は行革を真っ先に言われるのであれば、こういうものに焦点を当てて、行革の中の一環としてすっぱり廃止するという件も……。

（発言する者あり）

○議長（前田）静かにしてください。発言を妨害するような発言を慎んでください。

○17番（中岡）県が補助金120万、町が80何万、200万からの予算が要らなくなる。その辺について、町長は思い切ってやる気があるのか、ないのか。今、国岡議員も、この際廃止したらどうかというような意見を出されましたけれども、この議案を撤回して、改めて町長が農業委員会そのもののあり方について提案をされるという気持ちはありませんか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）先ほども申しましたように、過去に海田町にも歴史もあって、農業に対するいろんな経緯と、先輩方のいろんな努力もあったことで、先ほど建設部次長の方から言いましたように、地産地消としてまだ取り組んで農業を頑張っている方もおられます。そういうことも含めて、これが私の権限で全部できるものでもございませんので、改めて関係官庁と申しますか、県とのいろんな調整も図りながら行革の一環として取り組ませていただきたい、こういうように思います。

○議長（前田）中岡君。

○17番（中岡）今の農業委員会というのは、法律が改正されて、町長が県知事に対して、今までは県知事の承認が必要だったんですけども、法の改正によって、今は県知事に廃止届を出せばいいというだけのことなんです。県と調整を必要とすることもないと思います。それと、過去の海田町にも専業農家はおられましたし、そういう専業農家がおられた段階では農業委員会は確かに必要だったと思うんですけども、海田町全体が都

市化現象を起こして、確かに町長が今言われたように、過去の農業従事者に対するいろんな問題というのはあったかもわかりませんが、今は現実にほとんど兼業農家です。お年寄りが寝たきりにならんために自分のところで食べる野菜をつくるとか、米をつくるとかという程度の農家がほとんどだろうと思うんです。そういう状況の中で、過去の実績云々ということで農業委員会を残す必要はないと思うんです。現実を見て、町長が言っているように、行革を進めるんだということであれば、すっぱりと今廃止をするという決断をされても、だれも文句は言わんと思いますけれども、1人ほどおりますけれどもね。ほとんどの議員は皆賛成すると思いますけれども、もう一度町長の決意を聞かせてください。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今回、議会に出させていただいているのは、かなり考えた上で出させていただいております。それで、あえて152戸の農業の方にも事前説明も何もなしにばっさり切るということに対してもいろいろ問題があると私は考えておりますので、改めてそれは検討の余地があるというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）今の質疑に対して、海田町にまだ農業をやっておられる、兼業農家でも専業農家でも何でも、農業に従事して一生懸命やっておられる人がたくさんおられますよ。それで、このたびでも、農業をどうのこうの、米づくりをどうのこうのとばかにしたような言い方をされますが、今、農業でも、米をつくって自分のところで何ぼ食べて、あとをどうしたかというて、税金対象で一々申告をせにゃいけんようになっているんですよ。野菜を何ぼつくって、自分のところで何ぼつくって、あとどうしたかと申告するような制度が今できているんですよ。そういう制度があって、農業をする者をばかにしたような、そういう……。何ぼありますか。さっきも言われたように、海田町も山ばかりじゃないんですよ、調整区域は。田んぼもありますよ、まだ。そこらをちゃんと調査した上で質疑というものをやってもらいたいんですよ。もともと農業をしようたのに、やっぱりそういう、頭から切り捨てりゃどうのこうのは、もうちょっと農業をされる農業委員会の意見も聞いて、そこらをきちっと。海田町がせんと、それじゃ、その面倒を県に委託するとか、そういういろいろな方法もありますので。

○議長（前田）質疑は執行部にやってください。

○13番（崎本）だから、議長、何を言いよるんじゃ。そういう質疑があるから、そうい

うことを考えて答弁を……。

○議長（前田）それは一般質問になるので、あなたの考えを入れておられると一般質問になりますから。執行部に向けてやってください。

○13番（崎本）何を言うんですか。人の意見を聞いて、それから前段があって今度質疑をするんですよ。何で議員の発言を妨害するんですか。そうでしょうか、議長。言われたから、それに反対して、そういう立場の人間もおるから、その立場の人間のことも考えて答弁をお願いしますと言うんだから、前段を言うて、こちらに質疑をしやせんですよ。こっちへ言うんですよ。

○議長（前田）だから、町長にやってください。

○13番（崎本）それで、何で議長が妨害するんですか。

○議長（前田）妨害じゃないですから。一般質問で……。

○13番（崎本）ほんじゃ、関係ないでしょうが。黙っておりゃいいでしょうが、議長は。

○議長（前田）発言を慎んでください。言葉を慎んでください。

○13番（崎本）私が何で一般質問したんですか。そういう私の意見もあるから、今からこっちへ言うんですよ。

○議長（前田）早くやってください。

○13番（崎本）妨害しんさんなや。だから、そういう兼業農家で一生懸命されている、町長も知っておられるように、あるから、そこは十分に検討して、農業委員の意見も聞いて、それから判断してもらいたいと。私は調べてみて、今そういうふうには田んぼで調整区域もあります。山ばかりじゃないんですよ。そこらも検討して、調整区域をつかっておられる方はそれを解いてもらいたい、自由にやってもらいたいと。やっぱりいろいろなそういう諸問題もありますから、そこらを十分検討した上で考えてもらいたい、そういうふうには思いますが、どうですか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今おっしゃいますように、賛否両論この世の中に何でもあるんですが、崎本議員がおっしゃるように、確かに東海田地区におきまして、かなりまだ農業に対しても執着と申しますか、一生懸命やっておられる方があります。そこらを踏まえて、行革の一環も含めて、再三申し上げますか、検討させていただきたい。これでご理解いただきたいと思えます。

○議長（前田）斎木君。

○9番（齋木）9番、齋木貞暁ですが、先ほど申しましたように、2月1日の「日本経済新聞」に、今国会で農業委員会は簡単に廃止するなという法令が出る予定です。まだ新聞を皆さん読んでおられんと思うんですが。また、今、崎本議員もおっしゃったように、日本の国から農業・農村文化をなくしたら一体どうなるんですか。そういうことをせずに、お二方の議員が、私個人にとっては常識を外れた、町長に対する質問をされたと思います。これは個人見解ですが。そういうふうには、農で日本の国は成り立って、自給率も60%欲しいのが、40%です、今、国が示しておるのは。そういうことを勉強もせずに極端なことを言われることは残念だと。以上で町長の答弁を願います。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）答弁も、再三申し上げたとおり、今後この検討をして、いろいろ判断をしながらまた皆さんにお示ししたい、こういうふうに思います。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。町長はいろいろ検討すると言う。前進の方と後退の方の検討がなされると思うんですが、先ほど齋木議員がおっしゃったように、日本の今の穀物の自給率、全世界から見ても非常に危機的な状況にあるんです。今の日本の自民党の施策は、米をつくらないで、大企業というか、工業を中心としたまちづくりで、日本の農業施策は世界から見ても非常に危機的な状況にあるんです。だから、そういう面で今の農業委員会は、指導や、あるいは育成のためのこうした助言、ここらを縮小してしまったら、日本の農業、あるいは本当に海田町だけを見れば農業は少ないかもわからんけれども、広島県全体から見る農業の位置づけ、これは非常に大事なことなんです。そういう問題で、山岡町長が今、検討をすると言う。前進の面と後退の面があるので、そこら辺が非常に私は大事なところだと思うんです。その前進か後退か、どちらの検討をするのか、お尋ねします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）前進とか後退とかという問題じゃない。当面課題するものをつぶさに研究しながら考え方を進めてまいりたいと思っております。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）5番、西田です。10人から6人に変更されているんですが、その現状認識ですね。どの時点で10人が妥当であった、今回はどのように変化したから6人が妥当であるという、そういったところの数値的などところをお示しいただきたいんですが。

○議長（前田）建設部次長。

○建設部次長（児玉）農業委員の選挙による委員定数なのですが、このものにつきましては、法改正以前は最低が10人と定まっておりました。それで、この法改正に伴って、10人を下回る場合には市町村の条例で定数を定めなさいということなものですから、海田町の現在10名おられた農業委員さんの実情、海田町の農業の実情をかんがみまして6名とした経緯でございます。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）だから、最初の時点の10名は法的に10名を定めなさいということで10名が定められておったということですかね。お願いします。

○議長（前田）建設部次長。

○建設部次長（児玉）これは、今言ったように、10名が法で定まっていたということです。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第3号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第3号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第9、第4号議案、農業委員会の選任による委員のうち議会が推薦する委員の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第4号議案、農業委員会の選任による委員のうち議会が推薦する委員の定数に関する条例の制定について。農業委員会等に関する法律の改正に伴い、議会が推薦する委員の人数を定めるため、条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（前田）建設部次長。

○建設部次長（児玉）それでは、第4号議案、農業委員会の選任による委員のうち議会が

推薦する委員の定数に関する条例の制定についてご説明申し上げます。10ページをお願いいたします。このたびの農業委員会の選任による委員のうち議会が推薦する委員の定数に関する条例の制定は、農業委員会等に関する法律の改正により、議会が推薦する委員の人数を定めるため、制定するものでございます。内容につきましては、議会が推薦する委員の人数を1名に定めるものでございます。なお、この条例は公布の日から施行されますが、現在の議会推薦の委員の任期は平成17年3月31日まででございますので、実質的には平成17年4月1日からの新しい任期から適用されるものでございます。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本君。

○13番（崎本）今のことでありますが、議会の推薦と言われましたが、今まではどのような推薦の仕方をやっておられましたか。

○議長（前田）建設部次長。

○建設部次長（児玉）今までは、農業委員会の方から人選をお願いした方につきまして議会の方に推薦をお願いするという中で決めさせていただいていた経緯があると思っております。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）だから、ここで議会が推薦すると書いてありますから、私はなぜ質疑いたしましたかという、今、議会は20人おられますよね。ほうじゃから、議会が推薦したということになったら、議会でどういうふうな審議をされて推薦されたか。今まで私は経緯がわからないから、そういうことを聞いておるんです。

○議長（前田）建設部次長。

○建設部次長（児玉）これは、推薦をお願いする経緯の中で話をするものでありまして、議会の中でのどういうふうな審議等については定かではありません。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）だから、議会から出てきたと今言われましたから、議会からどういう形で出てきたか。議会の推薦じゃと今言われるから、どういう形でそういうふうになってきたかの経緯を、町長。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）農業委員の選挙と申しまして、農業の方から立候補されてられる方もあ

ったり、また農協の推薦もあり、議会の選出もあるというふうな、3つの方法から選んでいただくのが今までの形態です。それとあわせて、2名にするか、1名にするか、たくさんのときには例えば議会の方から2名の推薦をお願いしたという経緯も過去にあります。今回は1名の方を議会の方から推選で上げていただいて審議をいただく、こういうふうになっております。よろしく申し上げます。

○議長（前田）中岡君。

○17番（中岡）17番、中岡です。今、町長の答弁の中で農協という言葉が出てきました。農協は、ご承知のように、農業協同組合という1つの法人であって、農業委員会とは全く無関係な団体でありますから、農協が農業委員を推薦するというようなことはあり得んと思うんですけども、そこら辺をはっきりしていただきたいのと、もう1点は、崎本議員が言われるように、本会議で今まで農業委員は2人名前が出てきて、それを承認しておったと。ただ、その名前がどこから出てくるのかということです。推薦委員会をつくって、推薦委員会が推薦をしてくるのか、農業委員会が議会の委員を推薦してくるのか、そこら辺を明らかにしてほしいということをおかれておるんだから、農協は私は関係ないと思いますけれども、町長、その点はどうですか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）農業委員会の方は、過去に何度もこういうことをやっておるんですが、農協推薦というのは必ず法的にもこれはあったと思っております、私も。そして、今でも恐らくあると思います。それで、今、議会推薦の方も、農業従事者とか農協の方からいろいろ案を出されて、そして、農業に従事しておる方の中から議会の方に提案をさせていただいて、それで決めていただくという方法になっておると思います。

○議長（前田）中岡君。

○17番（中岡）私は一夜漬けで農業委員会等に関する法律というのを読ませてもらったんですけども、その中に農協推薦というのは一言も出ておりません。ですから、法が改正になったのではないかと思うんですけども、担当者、事務局がはっきり答えられんようなことで、やっぱり農業委員会が要るんですかね。そこら辺はどうですか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）前の議案で農業委員会はええという可決をいただいて、改めてまた農業委員会が要るのか要らんのかということは、一般常識から考えてもらって、議会がそういうことは非常に難しい問題だと思います。そういうことからいきまして、今まで過去何

十年間やられた農業委員のあり方、また推薦のあり方に対してそのままの形で今回は人数を減らして提案しておるといふふうに理解いただきたいと思います。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。西山君。

○10番（西山）10番、西山です。本来ならさっきの議案で質問すべきだったんですけども、議会推薦が2名が1名になったということは、10名が6名になりました。そういたしますと、農協推薦が何名で、選挙が何名の農業委員になるのでしょうか。

○議長（前田）建設部次長。

○建設部次長（児玉）農業委員の数の問題ですが、選挙員が6名です。議会推薦が1名。先ほど町長が述べました農業協同組合推薦が1名。計8名を予定しております。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第4号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第4号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおりこれを決めます。

暫時休憩いたします。再開は13時から。

~~~~~○~~~~~

午前 11時40分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第10、第5号議案、平成16年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第5号議案、平成16年度海田町一般会計補正予算（第5号）について。平成16年度海田町一般会計補正予算（第5号）は、事業完了に伴う残額の整理等の予算措置を行ったため、歳入歳出それぞれ4億7,271万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ93億4,435万2,000円とするものでございます。内容につきましては担当者に説明させます。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、第5号議案、平成16年度海田町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料4の「平成16年度補正予算説明書」に従いまして、歳出の方からご説明をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。9ページから21ページにかけての給料、職員手当等、共済費につきましては、最終調整を行ったものでありますので、給与関係費目につきましてのご説明は省略させていただきたいと思っております。

それでは、議会費の旅費につきましては、普通旅費17万円と、常任委員会研修旅費、議会運営委員会研修旅費及び議会広報委員会旅費などの特別旅費102万8,000円、合わせて119万8,000円を減額するものでございます。需用費の印刷製本費につきましては「議会だより」の印刷執行残として20万6,000円を減額し、委託料につきましても議会議事録反訳委託料の執行残として34万3,000円を減額するものでございます。

次に、総務費の一般管理費の負担金補助及び交付金につきましては、芸陽バスに対する海田町地方バス路線維持費補助金の確定に伴いまして48万2,000円を減額するものでございます。10ページをお願いいたします。3目の文書広報費の需用費につきましては「広報かいた」の印刷製本費の入札執行残として243万円を減額し、委託料につきましてはホームページの再構築作業を職員で行ったことによる未執行として120万6,000円を減額するものでございます。

次に、徴税費の賦課徴収費の報償費につきましては、町税前納報奨金の執行残として57万2,000円を減額するものでございます。委託料につきましても、固定資産税課税客体調査業務委託料及び固定資産税評価基準地鑑定評価委託料の入札執行残として、合わせて120万円を減額するものでございます。

11ページの選挙費の広島海区漁業調整委員会委員選挙費につきましては、無投票に伴う執行残として、報酬、職員手当等、旅費、需用費及び役務費、それぞれ41万5,000円、37万8,000円、3,000円、5万6,000円、2万1,000円を減額するものでございます。

次に、民生費の社会福祉費の老人福祉費の報償費につきましては、会議の見直しによりまして、当初予定をしておりましたケアカンファレンス委員に対する謝礼を52万

8,000円減額するものでございます。需用費につきましても、高齢福祉情報誌「楽齡」の入札執行残として21万9,000円を減額するものでございます。委託料の老人ホーム入所措置委託料、いきいきデイサービス事業委託料、ひとり暮らし高齢者等家事援助サービス提供事業委託料につきましては、利用者の減少による減額を、12ページの高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画改定に伴う基礎調査業務委託料につきましては入札執行残による減額、それぞれ合わせまして587万6,000円を減額するものでございます。次に、12ページの貸付金につきましては、利用がなかったことによる高齢者住宅整備資金貸付金の未執行として420万円を減額するものでございます。繰出金につきましては、保険給付費の増額に伴う介護保険特別会計への繰出金を22万3,000円増額するものでございます。次に、老人福祉センター費の事業費につきましては、福祉センターの工事の完成が当初予定よりも早まったことによる3月分の電気料金とガス料金の光熱水費として68万5,000円を増額するものでございます。役務費につきましても、工事の完了に伴い、分庁舎からの移転費用と浴場の開設に伴う公衆浴場営業許可申請手数料として42万7,000円を増額するものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、仮庁舎使用公共料金の負担金の執行残として120万円を減額するものでございます。次に、心身障害者福祉費の負担金補助及び交付金につきましては、身体障害者居宅生活支援費、身体障害者施設訓練等支援費及び知的障害者居宅生活支援費などの執行残として、合わせて499万円を減額するものでございます。扶助費につきましては、対象者の増加に伴い、心身障害者福祉年金、重度心身障害者介護手当、福祉タクシー等助成金、重度身体障害者日常生活用具給付、更生医療給付、13ページの知的障害者施設入所者医療費など、合わせて283万4,000円を増額するものでございます。貸付金につきましては、利用者がなかったことによる障害者住宅整備資金貸付金の未執行として420万円を減額するものでございます。次に、福祉医療費の扶助費の乳幼児医療につきましては受給件数の減少に伴い300万円を減額し、老人医療費につきましては医療費の増額により155万円を増額し、合わせて145万円を減額するものでございます。繰出金につきましては、医療費の増加に伴い老人保健特別会計への繰出金を189万3,000円増額するものでございます。次に、国民健康保険事務費の繰出金につきましては、国保財政の基盤の確立と事業の健全な運営のため、一般被保険者分の国保税軽減分について国・県・町が一定の負担をする保険基盤安定負担金の町負担の増額に伴いまして、406万5,000円を増額するものでございます。

次に、児童福祉費の児童福祉総務費の扶助費につきましては、対象者の減に伴い、児童福祉年金及び高校入学支度金、それぞれ29万円と98万円、合わせて127万円を減額するものでございます。次に、保育所費の賃金につきましては、臨時職員賃金の執行残として100万円を減額するものでございます。委託料につきましては、私立保育所委託料の保育単価の減額や年齢別児童数の増減により458万3,000円を減額するものでございます。負担金補助及び交付金の私立保育所運営費補助金につきましては私立保育所委託料の減額に伴い補助金を45万円減額し、特別保育事業費等補助金につきましては私立保育所において乳児保育促進事業の基準に該当したことに伴いまして補助金として113万円を増額し、合わせて68万円を増額するものでございます。次に、児童措置費の扶助費につきましては、対象児童の増減に伴い、被用者、非被用者、14ページの特例給付分、それぞれ増減し、合わせて409万円を減額するものでございます。

14ページの生活保護費の扶助費につきましては、対象者の減に伴う生活困窮家庭援護見舞金及び小・中学校入学祝い金の執行残として、それぞれ55万3,000円、22万8,000円、合わせて78万1,000円を減額するものでございます。

次に、衛生費の公害対策費の委託料につきましては、環境調査業務委託料の入札執行残として49万4,000円を減額するものでございます。次に、保健センター総務費の委託料につきましては、休日診療委託料の日曜・祝日分の単価が上がったことにより21万4,000円を増額するものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、補助対象者がなくなったことに伴う精神障害者就労促進事業費補助金の未執行として147万6,000円を減額するものでございます。次に、母子保健費の委託料につきましては、受診者数の減少に伴う妊婦乳児健康診査医療機関委託料及び妊婦乳児健康診査国保連審査委託料の執行残として、合わせて200万円を減額するものでございます。

15ページの清掃費の塵芥処理費の負担金補助及び交付金につきましては、ごみ焼却場の余熱利用による発電量が当初見込みより多かったことによる光熱水費分の減額と、派遣職員分の人件費の減額により、ごみ焼却場事業負担金の執行残として1,155万円を減額するものでございます。次に、し尿処理費の負担金補助及び交付金につきましては、し尿の減少によるし尿処理機器維持補修費分及び光熱水費分の減額と、職員の減員に伴う人件費分の減額により、安芸地区衛生施設管理組合負担金の執行残として320万8,000円を減額するものでございます。

次に、労働費の勤労青少年ホーム費の工事請負費につきましては、屋上防水工事費と

して61万8,000円を増額するものでございます。

次に、農林水産業費の農地費につきましては、財源振り替えを行ったものでございます。

16ページをお願いいたします。16ページの自転車等駐車対策費の工事請負費につきましては、駅北口に借地している駐輪場用地を今年度末に返還するため、借地の原状回復を図るための駐輪機及びフェンス等の設備の解体工事として50万円を増額するものでございます。

次に、道路新設改良費の委託料につきましては、町道1号線（中店第1踏切）道路改良事業詳細設計業務、町道2号線道路改良事業実施設計業務及び町道7号線道路改良事業予備設計業務の入札執行残として、合わせて350万円を減額するものでございます。工事請負費につきましても、町道2号線（日下橋北詰）交差点改良工事、町道6号線・町道237号線道路改良工事の入札執行残、また、町道293号線道路改良工事と三迫2丁目地内道路新設工事につきましては、未執行による執行残として、合わせて4,750万円を減額するものでございます。公有財産購入費につきましては、町道2号線と町道293号線の道路改良事業の用地購入費の執行残として6,220万円を減額し、17ページの補償補てん及び賠償金につきましても、町道6号線と町道293号線の執行残として1,990万円を減額するものでございます。

次に、都市計画費の都市計画総務費の繰出金につきましては、公共下水道事業特別会計への繰出金2,356万4,000円を減額するものでございます。次に、駅前整備費の報酬につきましては、土地区画整理審議会委員報酬の執行残と、同じく評価員報酬の未執行として、それぞれ38万5,000円と11万6,000円、合わせて50万1,000円を減額するものでございます。旅費につきましては、特別旅費の執行残として32万5,000円を減額するものでございます。委託料につきましては、仮換地指定業務、海田市駅南口まちづくりワークショップ業務、海田市駅南口土地区画整理事業物件調査業務などの未執行により、合わせて1,632万3,000円を減額するものでございます。次に、街路事業費の委託料につきましては、中店小学校線道路物件調査業務委託料の執行残として460万円を減額するものでございます。工事請負費につきましては新開蟹原線道路改良工事の入札執行残として2,000万円を減額し、公有財産購入費につきましても、中店小学校線、新開蟹原線の道路改良事業の用地購入費の執行残として1,200万円を減額するものでございます。18ページをお願いいたします。補償補てん及び賠償金につきましても、中店小学校線の道

路改良事業物件移転補償費の執行残として7,350万円を減額するものでございます。次に、公園費の公有財産購入費につきましても、海田総合公園整備事業の用地購入費の執行残として6,700万円を減額するものでございます。補償補てん及び賠償金につきましても、物件移転補償費の執行残として550万円を減額するものでございます。

次に、河川費の排水路費の工事請負費につきましても、国信地内、石原地内、蟹原2丁目地内、窪町地内の水路浚渫工事の入札執行残として、合わせて150万円を減額するものでございます。次に、河川費の委託料につきましても、三迫川右岸緑道整備事業詳細設計業務及び楠木谷川河川改修事業実施設計業務の入札執行残として、合わせて300万円を減額するものでございます。補償補てん及び賠償金につきましても、三迫川右岸緑道整備事業の物件移転補償費の執行残として200万円を減額するものでございます。

次に、19ページの港湾管理費の負担金補助及び交付金につきましても、県の港湾対策に係る施設整備事業負担金の減額に伴う執行残として243万4,000円を減額するものでございます。

次に、消防費の常備消防費の負担金補助及び交付金につきましても、職員給与費の減額及び車両整備事業の執行残等の整理により、海田地区消防組合負担金を487万1,000円減額するものでございます。

次に、教育費の私立学校振興費の負担金補助及び交付金につきましても、対象者数の減に伴い、私立幼稚園就園奨励費補助金の執行残として260万円を減額するものでございます。

次に、小学校費の学校管理費の賃金につきましても、臨時職員賃金の執行残として60万円を減額するものでございます。工事請負費につきましても、海田小学校分、海田東小学校分の入札執行残、合わせて228万4,000円を減額するものでございます。20ページをお願いいたします。教育振興費の扶助費につきましても、学用品費や給食費に係る就学援助対象者の増加に伴う要・準要保護児童就学援助費として、合わせて190万円を増額するものでございます。次に、学校給食費の需用費につきましても、海田小学校の給食室の都市ガス使用量が見込みより下回ったことによる光熱水費55万円を減額するものでございます。

次に、中学校費の学校管理費の賃金につきましても、臨時職員賃金の執行残として40万円を減額するものでございます。次に、教育振興費の扶助費の要・準要保護生徒就学援助費につきましても、就学援助対象者の増やデリバリー給食を導入したことによる学

用品費と給食費の増加分として、合わせて200万円を増額するものでございます。次に、学校給食費の報酬につきましては、デリバリー給食の実施時期が6月から9月になったことにより、配せん員報酬の執行残として30万円を減額するものでございます。委託料につきましては、利用者数の減少に伴い、デリバリー給食調理業務委託料の執行残として1,676万5,000円を減額するものでございます。

次に、21ページの社会教育費の児童クラブ費の報酬につきましては、当初予定をしておりました障害児が入所しなかったことにより、児童クラブ指導員報酬の執行残として100万円を減額するものでございます。次に、ふるさと館費の負担金補助及び交付金につきましては、千葉家書院の座敷の床下シロアリ防除及び修理に係る海田町文化財保存事業費等補助金として33万3,000円を増額するものでございます。

次に、保健体育施設費の工事請負費につきましては、海田町営プールの公共下水道接続工事の未執行と海田中学校テニスコート照明安定器取りかえ工事の入札執行残、合わせて457万5,000円を減額するものでございます。

次に、公債費の元金の償還金利子及び割引料につきましては、これは平成13年度の国の補正予算により追加しました海田市駅南口土地区画整理事業の国庫支出金が、N T Tの資金を活用した特定資金公共投資事業資金で対応していたために、国庫補助金と言いつつも起債の性格を有するもので、償還をしなければならないものとなっておりますが、その償還期間が平成16年度からの3年間に確定したことにより、16年分の償還額として1,333万4,000円を増額するものでございます。なお、この償還額につきましては、これと同額が国庫補助金として交付されてまいります。次に、公債費の利子の償還金利子及び割引料につきましては、借り入れ利率が当初見込みよりも低かったことなどによる執行残として1,249万5,000円を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。1ページの利子割交付金につきましては、利子に対して課税される県民税の利子割額5%の一部が市町村に交付されるものでありますけれども、県の指示額により252万9,000円を増額するものでございます。

次に、配当割交付金につきましては、県に納入されました上場企業等の配当の一部が配当割交付金として市町村に交付されるもので、県の指示額により96万6,000円を増額するものでございます。

次に、株式等譲渡所得割交付金につきましても、県に納入された株式等の譲渡に対す

る所得の一部が株式等譲渡所得割交付金として市町村に交付されるもので、474万8,000円を増額するものでございます。これも県の指示額によるものでございます。

次に、地方消費税交付金につきましては、消費税の5%のうち1%が地方消費税交付金として地方公共団体に交付されるもので、県の指示額により923万9,000円を増額するものでございます。

2ページをお願いいたします。自動車取得税交付金につきましては、自動車の取得価格に課税する都道府県の目的税でありますけれども、その一部が市町村に交付されますけれども、県の指示額により487万4,000円を増額するものでございます。

次に、分担金及び負担金の民生費負担金の児童福祉費負担金につきましては、所得階層区分の低い保護者が増加したことによる保育所保護者負担金522万1,000円の減額と、町外者3名の児童を町内の保育所に受け入れたことによる広域入所受託負担金として45万4,000円の増額、合わせて476万7,000円を減額するものでございます。障害者福祉費負担金につきましては、個人負担金の変更により、進行性筋萎縮症者措置費の個人負担金50万4,000円を増額するものでございます。

次に、国庫支出金の民生費国庫負担金の老人福祉費負担金につきましては、養護老人ホームへの入所者の減に伴い、老人福祉施設措置費負担金175万円を減額するものでございます。次に、心身障害者福祉費の身体障害者保護費負担金につきましては、利用者及び医療費の増減によりまして更生医療給付事業、身体障害者施設訓練等支援費、知的障害者施設訓練等支援費、合わせて131万1,000円を減額するものでございます。3ページの児童福祉費負担金につきましては、所得階層区分の低い人が多くなったことによる徴収額の減額に伴い、国庫負担基本額が増額になったために、保育所運営費負担金を185万9,000円増額するものでございます。第4節の被用者児童手当負担金から第8節の非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金につきましては、対象者数の減少に伴い、それぞれ104万8,000円、3,000円、25万円、111万円、67万円を減額するものでございます。保険基盤安定負担金につきましては、国保税軽減世帯の増加による国庫負担金の増額に伴いまして203万2,000円を増額するものでございます。次に、教育費国庫負担金の教育費負担金につきましては、台風災害に伴う海田中学校の武道場外壁修繕や海田西中学校のテント張りかえ工事、校内電気時計親機修繕に係る公立学校施設災害復旧費国庫負担金として119万7,000円を増額するものでございます。

次に、国庫補助金の民生費国庫補助金の心身障害者福祉費補助金につきましては、利

用者の減に伴う身体障害者及び知的障害者居宅生活支援費、合わせて56万2,000円を減額するものでございます。4ページをお願いいたします。都市計画事業費国庫補助金の公園事業費補助金につきましては、国庫補助対象事業への採択が減額されたことにより、総合公園整備事業費補助金3,000万円を減額するものでございます。土地区画整理事業費補助金につきましては、当初予定していた仮換地指定業務及び物件調査業務を行わなかったことにより800万円の減額と、歳出でもご説明いたしましたが、平成13年度に交付された特定資金公共投資事業資金の償還に係る補助金として償還額と同額が特定資金公共投資事業債償還補助金として1,334万円が交付されますので、合わせて海田市駅南口土地区画整理事業補助金533万4,000円を増額するものでございます。次に、教育費国庫補助金の教育費補助金につきましては、対象者の減に伴う私立幼稚園就園奨励費補助金として69万3,000円を減額するものであります。

次に、国庫委託金の総務費国庫委託金の住民基本台帳費委託金につきましては、事業費の確定に伴う27万1,000円を増額するものでございます。

次に、県支出金の県負担金の民生費負担金の老人福祉費負担金につきましては、養護老人ホームへの入所者の減に伴い、老人福祉施設措置費負担金87万5,000円を減額するものでございます。心身障害者福祉費負担金につきましては、利用者及び医療費の増減により更生医療給付事業、身体障害者施設訓練等支援費、5ページの知的障害者施設訓練等支援費、合わせて65万6,000円を減額するものでございます。次に、児童福祉負担金につきましては、これも所得階層区分の低い人が多くなったことによる徴収額の減少に伴いまして県費負担金の基本額が増加になったために、保育所運営費負担金を92万9,000円増額するものでございます。次に、第4節の被用者児童手当負担金から第7節の非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金につきましては、対象者数の減少に伴い、それぞれ5万8,000円、27万7,000円、34万7,000円を減額するものでございます。保険基盤安定負担金につきましては、国保税の軽減世帯の増加により県費負担金の増額に伴いまして101万6,000円を増額するものでございます。次に、都市計画事業費負担金の土地区画整理事業費負担金につきましては、国庫補助対象事業費の変更により、海田市駅南口土地区画整理事業に伴う県道整備に係る県負担金の減額として432万2,000円を減額するものでございます。

次に、県補助金の民生費補助金の社会福祉費補助金の在宅福祉事業費補助金の介護予防・生活支援事業、身体障害者居宅生活支援費及び知的障害者居宅生活支援費につつま

しては、利用者の減少に伴い、それぞれ48万1,000円、14万3,000円、13万8,000円を減額し、日常生活用具給付事業につきましても、給付費の増額により53万8,000円を減額し、また、福祉医療費補助金のうち、6ページの乳幼児医療費につきましてもは受給件数の減少により137万円を減額し、老人医療費につきましてもは医療費の増加に伴い249万3,000円を増額し、進行性筋萎縮症者措置費補助金につきましてもは個人負担金の減額に伴い37万9,000円を減額し、合わせて52万円を増額するものでございます。6ページの児童福祉費補助金につきましてもは、私立保育所において乳児保育促進事業の基準に該当したことに伴い75万3,000円を増額し、産休等代替職員費補助金につきましてもは16年度に産休を取得したことになった保育士2名の代替職員の経費が県の補助制度に該当することになったことによる111万円の増額、合わせて186万3,000円を増額するものでございます。次に、衛生費補助金の保健衛生費補助金につきましてもは、対象者がいなかったことにより精神障害者就労促進事業補助金73万8,000円を減額するものでございます。次に、農林水産業費補助金の農業費補助金につきましてもは、県費補助事業の採択事業費の減額に伴い、農村基盤整備事業補助金90万円を減額するものでございます。

次に、県委託金の総務費委託金の選挙費委託金につきましてもは、無投票により広島海区漁業調査委員会委員選挙費委託金を87万4,000円減額するものでございます。

次に、財産収入の不動産売払収入につきましてもは、新町の宅地1区画の売り払いはできたものの、当初予定をしておりました三迫地区の町有地への入札参加者がいなかったことにより、普通財産売払収入1,309万6,000円を減額するものでございます。

7ページの繰入金の財政調整基金繰入金につきましてもは、財源調整により2億4,209万3,000円を減額するものでございます。

次に、繰越金につきましてもは、前年度繰越金6,570万円を増額するものでございます。

次に、町債の民生債の福祉住宅整備資金貸付事業債につきましてもは、障害者及び高齢者への住宅整備資金貸付事業の未執行に伴い、それぞれ420万円、合わせて840万円を減額するものでございます。次に、土木債の道路整備事業債につきましてもは、町道1号・2号・6号・293号、中店小学校線及び新開蟹原線の道路改良事業につきましてもは、事業の減額に伴いそれぞれ減額をし、町道9号線の道路改良事業につきましてもは事業費の増加に伴い増額し、合わせて2億2,630万円を減額するものでございます。次に、公園整備事業債につきましても、事業費の減額に伴い3,320万円を減額するものでございます。8ページをお願いいたします。都市計画事業債につきましても、事業費の減額に伴

い200万円を減額するものでございます。

次に、議案についてご説明をいたします。議案の方をお願いいたします。議案の1ページでございますけれども、最初でございますけれども、歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億7,271万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ93億4,435万2,000円とするものでございます。また、あわせて繰越明許費と地方債の補正を行うものでございます。

6ページをお願いいたします。「第2表 繰越明許費補正」であります。3件の追加であります。まず、町道6号線道路改良事業につきましては、物件の移転が年度内に終える見込みがないために、用地取得費及び移転補償費合わせて1,877万1,000円を繰り越すものでございます。次に、広島市東部地区連続立体交差事業（負担金）につきましては、広島県において用地交渉事務を行っておられますが、年度内に契約が終了する見込みがないために、県において予算繰り越しの手続きを行っておられることから、本町におきましても県の取り扱いに合わせ1,072万9,000円の繰越明許を行うものでございます。次に、新開蟹原線道路改良事業につきましても、年度内に土地所有者との契約が終了する見込みがないことから、926万1,000円の繰越明許を行うものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。「第3表 地方債補正」でございます。7ページから9ページにかけまして3件の廃止と8件の変更を計上しております。内容につきましては歳入のところでご説明いたしましたので、省略させていただきたいと思っております。

以上で平成16年度海田町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

- 議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本君。
- 13番（崎本）2点ほどお伺いいたします。この資料4の16ページ。まず、293号線道路改良工事の未執行の場所と理由、それから三迫2丁目地内道路改良工事の未執行の理由、詳しくお願いいたします。
- 議長（前田）監理課長。
- 監理課長（久保）293号線の未執行についてご説明申し上げます。この場所は、町道6号線から町道293号線の田中宏さん宅へ通じる、いわゆる東地区と西地区を結ぶ道路でございます。その町道6号線の入り口の部分でございます。それで、用地交渉を交渉する中で地権者さんが少し、言っては失礼なんです、ちょっと痴呆が出てまいりまし

て、なかなかこちらのご説明をご理解していただけなかったということで、今年度の交渉を断念したという経緯がございまして、こういう結果になった次第でございます。場所は6号線の入り口あたり、芸陽バスの回転場の前あたりでございます。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）293号線の未執行と三迫2丁目道路改良工事の未執行は一緒ですか。違うでしょうが。わしは3回しか言われんのじゃけん、聞かれたことを答弁してもらわなかったら。聞かれんことをあんたは答弁しよるじゃない。そこをちょっと、議長。

○議長（前田）建設部次長。

○建設部次長（児玉）293号線につきましては、先ほど監理課長が述べたように、町道6号線に芸陽バスの回転場所があります。それから、いわゆる田中福三というか、そちらの方へ進む道路整備として予算を計上しておりましたが、今言ったような状況の中で、用地の取得ができないということで、工事も未執行となりました。もう一つの三迫2丁目の道路改良につきましては、三迫2丁目の農道整備事業、この12月に追加予算をもらったところから、曾根田さんという家があるんですが、その上流へ向かってつながる道路として延長70メートルの道路計画をしておりましたけれども、地権者の協力を得られないということで、これも未執行になっております。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）場所とあれはわかりましたが、私が言うのは、過去にもいろいろありますが、計画をして測量をして、今の予算までつけて未執行にするということは、それまで測量の委託やいろいろ経費がかかっているんです。だから、私が思うのは、ずっと今から予算がない中で、海田町と地権者の契約をどのようにされているか。例えばわかりやすく言うと、ここが広くなったら寄附をしますよと言うて、海田町は今の設計委託とか、いろいろ委託をして、測量委託をされて、例えばそれに金額的に、これは例えばですが、500万経費でかかったといたしますね。ある理由で、それじゃ、うちはもう破棄しますよと言われたら、海田町は500万丸々経費的に使うたのがマイナスになりますよね。だから、その契約自体で、例えば契約して寄附いたしますという念書とか、もしか本人が一方的な理由で解除された場合は、今の経費にかかった測量委託料とかというのがかかった場合の、全額でなくても70%とか何とかは、補償ですよ。そうしなかったら、今まででも問題がいっぱい出てきていましょう。今まで、寄附しましょう、寄付しましょうと言うて、測量委託して、くいまで打って、一方的な理由で、例えばいろいろ

ろな理由があっても、虫の居どころが悪かったけんやめたと言われたら、一方的な理由でも、財産の登記も何もしていないじゃから。だから、そこらをどの程度の考えで、どの程度の今の話し合いとか交渉制度とか、そういう考えで今までされたか、その内容です。私が言うのは、そういうことをせんかったら、過去にも二、三ありますよ。町の対応が悪かったけん、せんとか。企画部長、それはあんたがよう知っておるじゃないの。部長の対応が悪かったけん、わしはもうやめたと言われても、これは一方的にあつて。だから、そこらが話し合いのもとでどこまで煮詰めて、どこまでやって、どこまでの契約をされておるか、そこを詳しくお願いします。聞かれたことに答えてもらわなかったら、わしは3回しかないじゃから、よろしくをお願いします。

○議長（前田）建設部次長。

○建設部次長（児玉）今の293号線と三迫2丁目についてはニュアンスが違うんですけれども、293号線につきましてはほとんど契約ができるような状況の中までお話をさせてもらっておった経緯の中で予算計上しております。今の三迫2丁目につきましては、地権者の方と息子さんがおられるという中で、地権者の方には十分な認識をいただいているわゆるゴーサインをもらったという中で予算を計上してございましたけれども、家族関係というか、息子さんの方から相当の時期尚早という面も含めましてお話がありまして、これは断念した経緯があります。今までも予算を計上するに当たって、ある程度地権者との話し合いは行っていますけれども、今言ったような覚書、はっきり言えば賠償責任、そういうものについては行っておりません。これからも用地交渉を進める中で、そういう面まで含めて地権者と相談するというのは非常に難しいことだろうと思っております。以上です。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）それは大変難しいことじゃが、私が言うのは、ある程度約束して前に進まなきゃ、工事の予算までついて、入札をかけるばかりになって、みんな住民は、測量するのにここへ道がつく、それはええことじゃと言うて、地権者の勝手な意見で、それは私の土地じゃないからあれじゃが、そこまで話がついたことを一日や二日、ちょっとの時間で、これはやめましたと言われて、そうですかと言うて。今まで、今言いましたね、測量委託をして図面を書いてもろうて。昔は海田の職員が図面でも書きよったんじゃが、今は図面から何から皆委託じゃから。それだけの経費を使うて、それをやる中で何ぼかの補償をもろうても、こうこうこうなりますよと契約して物事をするのが当たり

前じゃないかと私は思うから言うんですよ。というのが、何でもそうでしょう。普通の人が売買契約しても、手付を打ったら、それを破棄したら倍返しとか何とかあるような時代ですよ。それをそういう何にも約束なしで、ただ口約束だけでされるのは、私は……。れっきとした理由があるなら、いいですよ。過去にも、私が議員になってから、原田君らは測量に関してプロですから、いろいろな理由があるじゃないですか。理由にならないような理由もあるじゃないですか。役場の対応が悪いからやめましたと言うて。はい、そうですかと言うて、設計の委託料から何から皆出したのも、それは町民の税金ですよ。だから、それをきちっとした何かにするためにはそういうことも今から考えてもいいんじゃないかということのをわしは今言ひよるんですよ。だから、今後とも難しいですというて頭から言われたら、その点、ちょっと考え直す必要がある。私はそう思います。ある程度、それじゃ、みんな町民が困っておるけん、この場所を提供してやるわと。それじゃ、お願いしますと言うて、先に登記移転なり何なりするやり方がいろいろあるでしょう。寄附してもらえるものなら、それじゃ、先に登記しましょうと。登記してから図面を立ち上げましょうとか、いろいろやり方があるんじゃないから、そういうやり方に対して今からそういう工夫がなされてもいいと私は思います。建設部次長さん、職員の方も皆ですよ、住民の税金を使うてあるのなら、やっぱりそこまできちっとした確約を持って物事をするのが私は常識じゃと思いますが、そこらをお願いいたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）確かに崎本議員がおっしゃるとおり、計画から変更になっていろいろそれが途中で中断するというのは非常に情けないことなんですけど、私は就任させてもらってから、一応判をついてもろうてからやっても間に合うんじゃないかと。そうしないと、そういうことが起きる可能性がたくさんあるから、何かそういう形で研究してみたらどうかということのを提案して言うておるんですが、過去の例から、何年もかかってようやく合意のところまで来た、そうしたら、またその方が亡くなったり、今言われたように体調を不良にして、くるったということもあるものですから、そこらも考えて、今後そういう用地買収とかをお願いするときには、ある程度の確証のあるものをもらって初めてやるという方針に切りかえてやっていきたいと思ひます。

○議長（前田）ほかに質疑はございせんか。桑原君。

○7番（桑原）一般質問でもお願いしようと思ひていたんですけども、2点ばかり町長にお伺ひします。まず第1点は、昨年10月29日の臨時議会、15FYの一般会計決算書

を上程されたときにも申し上げたんですけれども、補正減額、不用額合わせて8億7,000万ぐらいの減額をやって、要するに10%に近い見積もり予算との食い違いが生じたのは遺憾であるということで、町長も今後こういうようなことがないようにいろいろ検討を重ねてやりますということだったんですけれども。こういう補正減額が出るということは、一般論としてでも、予算の積算が不正確であった、適正を欠いていたんじゃないかということがまず言われるわけです。それと2番目には、ちゃんと政策が遂行されたのかどうか、そういうことなんです。それは一般論としてもそう言われているわけです。それで、今回、15年度じゃなくて16年度の見込みが、私なりにずっと1年間の補正増減を調べますと、結論的には4億4,700万円減額になっているわけです。このことについて町長はどのように思われますか。それがまず第1点。

それから、財政当局の人は何かいろいろ休みを返上してご苦労になったことはわかるんですけれども、私なりに試算したことを申し上げます。それで、それが間違っているか、いないかだけで結構です。結論から申します。今回の補正減額予算93億4,400万になったと。これは歳出見込みとして見ていいと思うんですが、そこで、これを中心にして予算現額の立場から見ますと、結論から申しますと、繰越明許費が超えているんです。960万から70万ぐらい繰越明許費が超えていると思うんです、計算しますと。今からそれを申し上げますけれども。だから、実行見込みを今から歳出にブレーキをかけないといけないという状況じゃないかと思うんです。余り申し上げますとゆゆしきことになると思うので、この程度にしておきます。そういう状況ではないかと思うんです。それで、午前中にもいろいろございましたね。それについて関係があるのかと思って興味深く聞いていたんですけれども、そういう状況にあるんじゃないかと。不用額なんてとんでもない話で、今から歳出を抑制する額によって不用額も出てくるという状況なんです。だから、960万ぐらい繰越明許費が超えていると思うんです。その内容を申し上げます。予算現額を出すには、当初予算に補正額、前年度繰入額、それを加えたものが予算現額になっているわけです。その一方から言えば、歳出済み額に不用額、翌年度繰越額を加えたものも予算現額で恒等式になっているわけですね。それが一般論で言われているわけです。そうしますと、今わかっているものの中では97億9,100万だったんですね、当初予算が。それに対して補正減額をしたのが4、6、9月の議会で合わせますと4,332万7,000円、これだけ補正増をやっています。それから、12と今回の予算、補正減額で合わせますと4億9,000万になります。そうすると、相殺して44億7,000万ぐらいになる

わけです。その結果が、ここに書かれている93億4,400万になっているわけですね。それに4,360万の前年度からの繰り越しがありますよね。そうしますと、予算現額が93億8,820万になるんですよ。これは間違いないでしょう。それをもとにして繰越明許費を12月で1,450万、今回3,876万1,000円、それを加えますと5,326万1,000円になるわけです。それで、先ほど申し上げましたように、支出済み額にこの5,326万1,000円を加えますとどうなりますか。超えているでしょう。実際4,360万しか繰り越せないんですよ。それに対して5,326万1,000円繰り越しているわけです。もう既に今回これで出ているわけですから。だから、960万ぐらいはオーバーしているわけです、現額に対して。そうすると、今の式からいって、支出見込み額を下げないことには、1,000万ぐらい節減をかけないと。その見込みはあるんですか、どうですか、結論だけでいいですよ。そうしないと、これは赤字になるんじゃないですか、予算のつじつまが合わなくなるんじゃないですかということを言いたいわけです。それが間違っているかどうか。私の試算ではそうなるわけです。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今ご指摘のような、予算の問題も含めて、平成16年度の予算は確かに合併ありきの問題でかなり大幅な予算を組んで執行されたという経緯があります。そしてまた、8月の住民投票によって、かなりの町民の判断によって町政を単独町政でやらなきゃいけないということになって、今言われたような予算の組み替えが15年度ぐらいから3年間ぐらい、予算の組み方が大幅にアップしてやっているのは皆さんもご承知と思います。そうした中で今回16年度で、その積み残しと申しますか、例えば福祉センターの工事を含めて大型の予算を組んで、それをある程度精査しながら今回の補正予算の減額補正も、始末ができるところはしながらやらせてもらったという経緯がございます。詳細的には財政課長の方から説明をさせますが、大まかなことからいけば、そういうことでこういうふうに変化してきたというふうには私は判断しております。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）私の方から、2点目の繰越明許に係る件でございますけれども、議員がおっしゃることについては恐らく単年度、15年度から16年度に繰り越した繰越明許費、それと16年度から17年度に繰り越す予定の繰越明許費の比較が960万だと思います。あくまでこれは、単年度ごとの比較であれば単年度ごとに引っ張るものでございますので、この960万円が不足するというような議論にはならないものと考えております。

○議長（前田）桑原君。

○7番（桑原）理由は何だかんだと言うんですよ。合併問題があったとか何とかね。だけど、前町長じゃないんですよ。今度は新町長になって16年度予算を組んだんですからね。それは合併問題だろうが何だろうが、先ほど来申し上げているように、予算というのはそういうものなんです。不正確なのか、それとも政策をちゃんとやっているか、どっちかだというのは一般論として言われているわけですから。理由はとにかくとして、提案権は町長しかないんですからね、予算は。だから、それについては今後気をつけるとか、そういうことを言ってもらわないと、いや、それはしようがないよみたいな回答じゃ困るわけですよ。税金を使っているわけですから。それがまず第1点。それについてどう思われますか。

それと、2点目のはイエスかノーかでいいんですよ。私の考え方は間違っていますか。そうじゃないでしょう。そういうようになってくる。とにかく今逼迫しているんじゃないかということなんです、予算的に。節減をかけなくても大丈夫なのかね、本当に。1,000万近く、それ以上節減をかけないとつじつまが合わないですよ。歳出を抑えないと、この恒等式がうまくいかないですよ。歳出額に、今言った次年度へ繰り越し、それはもう決まっちゃっている。不用額だけは、今までは2億ぐらい出ていたのが、それどころじゃない状況なんです。960万ぐらい、今、事実もう計上されているじゃないですか。だから、3月の末までに節減を図らないとだめなんじゃないかというように私は思っているんです。それはどうなんですか。節減を図る見込みが本当にあるんですか。だから、要するに見込みですから、今。決算じゃないんだから。だから、見込みのところを下げればオーケーになるわけですよ。だから、その見込みが立ちますかということを行っているわけです。そうじゃなくて、今の考え方は違っているよと言うたら、この93億4,400万円がおかしくなってくるんじゃないんですかと言うんです。それと、年間の年間繰越明許の額もおかしくなるし、これは不用額なんか出ていないでしょう、今の段階で、このとおりにやると。不用額じゃないでしょう。今まで2億ぐらい出ていたんですよ。それが翌年度に達してうまくやっていたんですけども、それも出ないんです。逼迫しているんじゃないのというのが言いたいんです。きれいごとじゃないと思うんです。だから、私の考え方がおかしいというなら、おかしいと言ってくれればいいんです。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）おかしいといえば、ちょっとのみ込めないところがございます。その

内容については、さっき言いましたとおり、16年度へ繰り越したのが、16年度の事業の繰越明許の費用を16年度に繰り越して、16年度に執行しますので、その金は17年度に持っていきません。17年度へ持って、今回の今ありました3,800万余りの繰越明許と前回は合わせて五千数百万円の繰越明許については、これは16年分の事業費を17年度へ持っていくものでございますので、16年度へ引っ張ってきたものと17年度に持ってきたものは若干意味が違いますので、そういう面からはちょっと私としては理解できないということでございます。

○議長（前田）桑原君。

○7番（桑原）もう3回目だからあれだけれども、要は、前年度繰越額が4,360万なんですよ。それと同額だけの繰り越ししかできないわけよ、本当は。そうでないと、今の93億4,400万は見込みなんですよ。決算だったら、これはえらいことなんですよ。予算現額の定義というのは、片方ばかりじゃないでしょう。要するに、当初予算に補正額を加えて、前年度からの繰越額を加えたものが予算現額なんです。一方では、今度は歳出済み額に次年度へ繰り越す分を加えて、不用額を加えたものと恒等式になっているわけでしょう。片方ばかり見て、片方の不用額とか次年度への繰越額を見ていないから、私が言っていることがわからないのかどうかは知りませんよ。だから、本当に今の繰越明許費をもうここへ計上しているんだからね、本当に。93億4,400万をここへ書いておられるわけでしょう。そうしたら、今の予算現額の恒等式からして、支出見込み額を下げないことには、どうにもならないんじゃないの。言っていることはわかるでしょう。それで16年度実行見込みの予算は大変なんだよということだろうと私は思って言っているわけです。ここでおっしゃり方がおかしかったら一般質問でもまたやらざるを得ませんけれども、今ちょうどいい数字がこっちへ全部出ているわけですからね。これは全般の話ですから、しかも。これは本当に笑い事じゃないと思うんですよ。本当に苦しい。今からの見込みなんだからね、今はまだ。だから、それを抑えることによって……。私が今言っているのは決算の歳出額じゃないんですよ。歳出見込み額を支出済み額として見た場合のことは、だれも、これは実際にやっておられる人はわかるでしょう、言わんとしていることを。とにかく960万ぐらい、繰越明許を加えたら、足が出ていますよ、本当に。それは、予算執行上、歳出額を抑えないことには予算現額の数字が合わなくなるということなんです。もう一度教えてください。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）先ほどもご答弁しましたが、繰越明許費というのは、当該年度中に事業等の終了見込みがないものについて、その財源、事業費をもって翌年度へ持っていくものでありまして、繰越金はいくまでも収入支出の残高でございますので、そういう意味では全く意味合いが違うものと考えております。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。西山君。

○10番（西山）まず、資料4の13ページ、11の国民健康保険事務費の繰出金、今回は406万5,000円なんですけれども、国民健康保険税の補正予算の説明書によりますと、一般会計から繰入金と、この繰出金の補正前と補正後の金額が違うんですけれども、これは同額にならないと根本的におかしいのではないかと思うんですけれども、もし違った理由があれば、お願いします。

それともう1点、16ページの2、自転車等駐車対策費の海田市駅自転車等駐車場解体工事、これは恐らく平成17年度の事業見直しで北口の借地駐輪場の用地返却とありますので、返却のための解体をなさるんじゃないかと理解しているわけですが、この工事はいつごろから町民の皆さんがここの駐輪場を使えなくなるのか。現在、何台の自転車がここを利用されているのか、この予算執行の時期をお願いします。

○議長（前田）住民課長。

○住民課長（貝原）国民健康保険事務費の保険基盤安定の繰出金と国民健康保険特別会計の繰入金との差ですけれども、補正額は同じ額になっております。歳入の国民健康保険の一般会計の繰入金は、保険基盤安定の繰入金だけ出なく、ほかの出産・育児一時金とか、ほかの繰入金もトータルになっておりますので、差が出ております。だから、総額というのが、繰入金、繰出金すべてが保険基盤安定に係るものではございませんので、そういった差が出てまいります。

○議長（前田）海田市駅周辺まちづくり事務所長。

○海田市駅周辺まちづくり事務所長（青木）それでは、駐輪場のご質問にご答弁申し上げます。まず、1点目の駐輪対策ですが、約150台。それと、いつから使えなくなるかということでございますが、これは予算が通って、できるだけ早い時期に工事したいと思っておりますが、年度末に返還することとなっておりますので、それに間に合うように工事したいというふうに考えております。それで、住民の利用でございますけれども、これは、これまで国際学院の学生さん、これの指定駐輪場としておりましたけれども、先ほど申しましたように、約150台とめるうち実質的には数台しかおとめにならないという実績

がございます。そうした中で、このまま約120万円の投資をして駐輪場をそのまま運営するのは非常にむだであろうというふうな観点から、このたび返還することになりました。それで、今までとめておりましたところにつきましては、現在、南口の千葉倉庫の裏のところに、これまでとめておられなかったものですから、そこへ改めて国際学院の指定ということで、そこにおとめいただいておりますので、住民の方はここにおとめになっておりませんし、実際にはここを返却することによっての弊害はないものと考えております。

○議長（前田）西山君。

○10番（西山）それにいたしますと、この予算額50万は少し高く予算計上されているんじゃないかなと思いますけれども、これは適正な予算計上額でしょうか。

○議長（前田）海田市駅周辺まちづくり事務所長。

○海田市駅周辺まちづくり事務所長（青木）これの積算でございますけれども、現在、私どもがこれまで解体撤去を予定としておる内容は、フェンスがございます。それと、駐輪機の撤去がございます。それとあわせて、床がコンクリート敷きになっておりますので、これの剥離というんですか、整地するというので、大体これがおおむね50万程度という見積もりをいただいておりますので、50万円を計上させていただいたものでございます。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。総務費の芸陽バスの約50万ですが、これのどうして執行残が生まれるのか、それをお尋ねします。

あわせて、教育費の中のデリバリー給食、前回1年延ばして事業をなされないで、またこうして6月から9月に延ばしておる。どんな理由でこんなことになるのか、お尋ねいたします。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（窪地）まず、総務費の一般管理費の中での地方バス路線維持費補助金の執行残の内容でございますけれども、第3種路線として生活に密着した路線で赤字を補てんするものでございますけれども、額が予算217万8,000円でございますけれども、赤字額の総計を広島市と案分した結果、169万6,000円で済んだということでございますので、残りについては不用額として減額の補正をさせていただいたところでございます。

○議長（前田）学校教育課長。

○学校教育課長（榎根）デリバリーの給食の件でございますが、先ほどの佐中議員さんの1年間延ばしておるじゃないかという質問でございましたが、1年間ではございません。3カ月のおくれでございます。というのが、当初、平成16年6月の予定でございましたが、平成16年9月からの実施になったというものでございます。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）バスの利用の問題でお尋ねしたのは、循環バスを想定されて今から取り組むということですね。それで、今、バスの利用の度合が高かったから、赤字が補てんされて負担も少なくなったというように私は受け取ったんですが、それじゃ、需要がそれだけ利用者がどんどん多くなったというように判断していいわけですね。それが1つ。それから、デリバリーの問題は、1年前にそういうデリバリーをやるというのがあったんです。それが、デリバリーの給食室を外につくるじゃ中につくるじゃということまで1年延ばして、またこうして、この6月から設定をするということであったのに、まだ延ばす。その理由は何かということをお尋ねしておるんです。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（窪地）まず、バス路線維持の補助金で、利用者が増えたのかということでございますけれども、ここの赤字補てんをしている路線につきましては、海田市駅からフジグランを経由しているところのみでございますので、その旨、ご承知いただければと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（前田）学校教育課長。

○学校教育課長（榎根）デリバリーが3カ月おくれた理由でございますが、ランチボックス等、いろいろと諸備品等を準備するのに時間がかかったものでございます。

○議長（前田）国岡君。

○18番（国岡）資料4の18ページ、公有財産購入費で6,700万ほど残が出ておるわけですね。6,700万というたら大きい金ですね。予算から見ると、30%ぐらいの減額をしておるんです。土地が安くなったのか、それとも、思うような面積が購入できなんだんか、6,700万の減額をしておるのは。どっちかじゃと思うんじゃが、安くなったのか、それとも土地が確保できなんだんか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）この件につきましては、いろいろ地権者との話し合いの中でなかなか同意に至らなかったというふうに判断をしていただいたらいいと思います。

○議長（前田）多田君。

○8番（多田）先ほど西山議員が質問されました自転車駐輪場の件なのですが、先ほど事務所長が言われたのは、国際学院の駐輪場としてと言われたんですが、元駅前商店街が駐車場にしていたところじゃろうと思うんですが、あそこですか、まず。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）これは、保光の花屋さんの前に、もとの太友旅館の跡を借りておる場所でございます。

○議長（前田）多田君。

○8番（多田）あそこを国際学院の生徒が、先ほど数人だと言われたんですが、私が見るのに、いつもいっぱいになっているんですが、かなりとめていると思うんですが、違いますか。

○議長（前田）海田市駅周辺まちづくり事務所長。

○海田市駅周辺まちづくり事務所長（青木）先ほど申し上げたとおりでございます。というのが、私どもはこれまでそこをお借りして学院指定ということで、ここにおとめいただくようにというご指導を申し上げてきました。これまで何年か前まではそのとおりに学校もしておられましたけれども、しかし、だんだんと生徒さんも変わられて台数が少なくなった。というのが、1つには、南口におとめになっている方が大半でございます。やはり学生さんも同じ料金を支払っておりますので、利便性が高いところへ、駅前にとめたいという要望がございました。これは学校の方からお聞きしたんですが。それで、あそこにはとめられないので、何とかしてくれないだろうかというような学校からの要望もあって、一般の方にお使いいただくのも不便であるということで、結果としてこういうような措置をとったということでご理解いただければと思います。

○議長（前田）住吉君。

○15番（住吉）国岡議員さんが質疑をされたんじゃが、18ページのことで、今の全く同じところですよ。6,700万円残が出ておるんですが、これは総合公園費の事業の中で、オートキャンプ場という話があったので、そのことじゃないかと思うんです。その中で用地が確保できなかったと。特にオートキャンプ場は、我々議員で県内も含めて3カ所ぐらい研修しましたけれども、今、はやりじゃないと県内でも言うております。こんなものをつくるなというふうな意見がどこでもありました。だから、この財政難のときに見直すべきじゃないかなと。何か縮小だとか見直しだとかという説明をどこかで受けた気

がするんですが、それはどうかということ。無理をしてオートキャンプ場をつくっても、7台か8台のものをつくっても仕方がないと。50台も60台もつくっているようなところでも、見直さなきゃいけないだろうというふうなことを言っていますので、海田町で6台か7台のオートキャンプ場はつくるべきじゃないという感じがするんですが、そこらの考えを1つ。

それから、今度は歳入の方でこれも確認してみるんですが、2ページの民生費国庫負担金のところで老人福祉施設措置費負担金というところがやっぱり175万円ぐらいですか、減額しておるんですが、これは特別養護老人ホームに関するものじゃないかなという感じがするんですが、そこを1つ。

それに関連して、先日来、海田町の施設で特養に入れんかと、熊野はどうか、府中はどうかというて尋ねる人があって、調べてみたら、海田町の方は私が直接調べたんじゃないんですが、本人が調べたら、それぞれ200人ぐらいの順番待ちであると。阿戸町のくにくさ苑、あれと、府中にあるんですね。というふうなことを聞いたんですが、本当にそういう状況なのか。今、余裕があるのではないかな、たくさんそういう施設ができておるからという感じがするんですが、そこらがどうなのかということをお尋ねいたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）最初の、先ほどの国岡議員の質問と全く同じようなことなんですけれども、オートキャンプ場も議会の方でも何回か視察に行かれて、海田町につくりたいという話もあったんですが、今は時期的に非常に難しい情勢を含めて、いましばらく検討する余地があるんだろうと思っています。そういうことも含めて、強行に用地買収に対しましても余り無理をして買う時期じゃないというふうな判断をしております。

○議長（前田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）老人福祉施設の措置費の件でございますが、住吉議員さんがおっしゃったとおり、これは老人ホーム、具体的に申しますと養護老人ホームへの入所者が予定より少なかったということで、国からの4分の2の負担がございますが、その4分の2の負担の分を175万円ほど減額させてもらうものでございます。ご承知のとおり、養護老人ホームへ現在13名の方が町内から行っておられますが、住吉議員さんがおっしゃった養護老人ホームと特別養護老人ホームが合致されておる部分があると思うんですけれども、例えばエバーグリーンあたりでしたら、特別養護老人ホームで、これは、私

も数字がちょっとあれですが、かなりやはり待っておられる方が多いというふうに聞いております。この養護老人ホームにつきましては、どちらかというと、経済的な理由等によりまして、やっぱり在宅の生活が困難だという形の方が優先した形になりますので、県内を含めた形で、ばらばらではございますけれども、遠くは三原の方まで町内の方が行っておられるという実態でございますので、特別養護老人ホームの実態とは養護老人ホームは違うということをご理解いただきたいと思います。

○議長（前田）ほかに質疑。西山君。

○10番（西山）もう1点あったんですが、15ページの労働費の勤労青少年ホーム費、屋上の防水工事61万8,000円が計上されております。これは、平成17年度の政策とか予算書を見ますと、ここを国にあとの補助金を返して町の施設とするという項目の中に、17年度の当初予算に10数万の修繕費が計上されているんですけども、なぜ今回の青少年ホーム費の中で来年度じゃなくて本年度にその経費も計上されていないのか、そのことをお聞きします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）この問題は、一応ホームの17年度の予算の中にも入っておりますが、とりあえず雨漏りを防ぐために今回、予算措置をさせていただきました。また、今回入られる方が、今度はどういう、活用の仕方によっては多少の部屋の変更とかクロスの張りかえとかというのも含めまして、これをまた来年度にでも組ませていただきたいと思いますというふうに思っております。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。三宅君。

○3番（三宅）3番、三宅です。歳出の方の17ページです。土地区画整理審議会委員の報酬執行残、評価員の方も未執行ということになって、これから厚い施政方針の中に見直しが出てくるわけなんですけれども、私は、ずっとやってきて、審議委員会が構成されておるのに、いろいろあれですけども、もっともっと審議委員会でもどんどん開いてやっておけば状況とか成り行きがとも思うんですけども、38万5,000円。それから、これから分厚い施政方針に出てくるんですけども、これから審議委員会そのもののあり方はどうなっていくのか、その辺をお願いします。

○議長（前田）海田市駅周辺まちづくり事務所長。

○海田市駅周辺まちづくり事務所長（青木）審議委員会のあり方でございますが、これにつきましては、現事業計画がある限りはこの審議委員会は存続する予定でございます。

以上でございます。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第5号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第5号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第11、第6号議案、平成16年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第6号議案、平成16年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。平成16年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、利用者の減少による水洗便所普及費貸付金の整理等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ1,782万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,949万4,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（前田）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは、平成16年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。資料6の「補正予算説明書」の1ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入でございますが、分担金及び負担金の下水道事業費負担金を180万円増額しております。これは、受益者負担金の賦課面積の減少はありましたが、企業の大一口一括納付によるものでございます。次に、使用料及び手数料の下水道使用料でございますが、節水等による排水量の減少及び企業の下水道接続予定が延期になったこと等によりまして、2,500万円減額するものでございます。次に、繰入金の一般会計繰入金でございますが、今回の補正におきまして歳出に係る補正額から歳入に係る補正額を差引いた額2,356万4,000円を減額するものでございます。次に、繰越金につきましては、前年度決算における繰越額の総額をすべて予算計上するため、未計上分6,052万円を補正する

ものでございます。次に、2ページをお願いいたします。消費税還付金でございますが、精算によりまして還付金額が確定いたしましたので、328万円減額するものでございます。次に、町債の下水道事業債でございますが、2,830万円減額するものでございます。詳細につきましては議案でご説明申し上げます。

続きまして、3ページの歳出をお願いいたします。最初に、総務費の総務管理費でございますが、一般管理費の職員手当等を35万3,000円減額しております。これは、時間外勤務手当の減少によるものでございます。また、共済費につきましては、長期負担金の掛け率が高くなったことによりまして44万1,000円増額補正するものでございます。次に、報償費でございますが、36万6,000円減額するものでございます。これは、受益者負担金の賦課面積が減少したことによりまして前納報奨金に執行残が生じたためでございます。次に、委託料でございますが、水質検査委託料及び下水道台帳作成事務委託料の入札執行残により300万円減額するものでございます。次に、水洗便所普及費でございますが、貸付制度の利用者が減少したことによりまして1,300万円減額するものでございます。次に、4ページの事業費、下水道事業費、公共下水道整備費でございますが、これは財源振り替えでございます。次に、公債費、償還金利子及び割引料でございますが、平成15年度の借入額及び借り入れ率が予定より低かったため、154万6,000円減額するものでございます。

続きまして、第6号議案をお願いいたします。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,782万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,949万4,000円とするものでございます。次に、第2条の地方債の補正でございますが、議案の3ページをお願いいたします。流域下水道事業債を430万円減額し4,640万円とし、流域関連公共下水道事業債を1,670万円減額し4億6,470万円とし、資本費平準化債を730万円減額し1億4,780万円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。佐中君。

○16番（佐中）資料で歳入の方で、事業費の負担金ということで、当初予算から180万補正をなさって、合計7,052万の負担ということで利用者から入ってきておりますが、町長の施政方針の中でも出てくると思いますが、下水道、これまで努力をなさって、府中町よりも進んでおるといように聞いております。それで、町長の施政方針で

は2万4,000が人口でそれをすると書いてありますが、今、接続可能な世帯の中で実際に接続をしているのはどのぐらいなのか。本来であれば、7,052万というのが当初から補正なさってあるんですが、実際は1億を超すとかいろいろあるわけですが、しかし、可能な世帯でなくて、実際しなければならないのに、まだ3年間の猶予期間の中にあるとか、あるいは、それが過ぎてどうしても接続せにゃいかんのに、まだ残っておるとかというようなので、82%か何かと町長が施政方針で言いますが、だけれども、実際の普及は今何%なのか、お尋ねします。

○議長（前田）下水道課長。

○下水道課長（朝倉）過去3年を経過して、現在保留をされている件数が740件ございます。まだ見積もりの段階ですけれども、約88%強の方が接続されておりますので、例えば平成16年度末が、処理人口が2万3,710人、そのうち840人の方がまだ許容といいますか、まだ3年を経過していないものも含めて、おります。17年度末では、町長の方針でも出てきますけれども、人口普及率では82.6%。ただし、このもとになっておる人口ですけれども、昨年の12月末の2万9,711人がベースとなっております。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）ようわからん。もう一遍言うてもらいたいんだけど、今、許容範囲というか、接続可能な地域が2万3,000……。そこがようわからなかった。だから、3年未満の中も含めて、今実際に接続可能は何世帯、あるいは何人、そのうち実際に接続しておるのは、今言うた88%か知らんけれども、実際は何ぼなのか、何%を占めておるのか、これをお尋ねします。

○議長（前田）下水道課長。

○下水道課長（朝倉）細かな数字は持ってきておりませんが、16年度末で、面積的な整備で言うと351ヘクタール、全体の612に対して57.3%。処理人口で言うと、要するに、接続可能な人口が2万3,710人、そのうち3年経過未満の方が740人ぐらいおられると。最終的にはその2万4,600のうち2万2,000人程度の方が接続されているものと思います。最終的な経過が現在のところはわかりませんが、それぐらいになるであろうと見込んでおります。具体的な戸数は持ち合わせておりませんので、後ほどご報告させていただきます。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第6号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第6号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第12、第7号議案、平成16年度海田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第7号議案、平成16年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。平成16年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、退職被保険者等高額療養費の増額等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ2,453万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,464万3,000円とするものでございます。内容については担当者から説明させます。

○議長（前田）住民課長。

○住民課長（貝原）それでは、第7号議案、平成16年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正予算は、主に退職被保険者等審査支払手数料及び高額療養費に不足が生じることと、平成15年度療養給付費等負担金金額確定により返還金が生じたことなどによるもので、前年度の繰越金等を活用し、必要な額の補正をお願いするものでございます。

それでは、資料7の「補正予算説明書」により説明させていただきます。資料7をお願いいたします。歳出からご説明いたします。3ページをお願いいたします。保険給付費、療養諸費、退職被保険者等療養給付費は、療養給付費等交付金の減額による財源振り替えでございまして。退職被保険者等審査支払手数料の8万1,000円、これは退職被保険者等の療養給付費、療養費に対する審査件数が見込みを上回り、不足が生じるため、増額するものでございます。高額療養諸費、退職被保険者等高額療養費の1,473万4,000円は、心臓、脳、血管系の疾病による入院で、1件当たり超高額なものが1カ月に5件もあるなど、退職被保険者等高額療養費が見込みを大きく上回り、不足が生じるため、増額するものでございます。老人保健拠出金、老人保健医療費拠出金の1,010万円と、

次の4ページの老人保健事務費拠出金の5,000円は、平成16年度老人保健拠出金金額決定に伴い不足が生じたため、増額するものでございます。次の介護納付金のマイナス100万2,000円は、平成16年度介護納付費納付金決定に伴い減額するものでございます。保健事業費、保健衛生普及費のマイナス25万8,000円は、国民健康保険優良被保険者世帯表彰の記念品購入の入札残を減額するものでございます。諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金の87万4,000円、これは平成15年度の療養給付費等負担金の確定に伴い、返還金が生じたことによるものでございます。

続きまして、歳入予算について説明させていただきます。1ページをお願いいたします。療養給付費等交付金、現年度分のマイナス2,616万7,000円は、4月から9月までの実績に基づく退職者医療交付金変更決定額による減額でございます。繰入金、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金の406万5,000円は、保険税軽減該当者が増えたことによる保険基盤安定繰入金額の増額でございます。次の繰越金の4,454万3,000円は、平成15年度の繰越金でございます。諸収入、雑入、一般被保険者第三者納付金の151万4,000円と退職被保険者等第三者納付金の55万3,000円と、次の2ページの一般被保険者返納金の2万6,000円、これはそれぞれ第三者行為による国保保険証使用の医療費返還分と国保資格喪失後の国保保険証使用の医療費返還分でございます。

以上、歳入歳出それぞれ2,453万4,000円を予算措置し、歳入歳出それぞれ25億1,464万3,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。原田君。

○14番（原田）14番、原田です。まず、これからお願いします。歳入の1ページ、一般会計から繰入金を406万5,000円の計上、一般会計の方でも繰出金で出ていましたけれども、結局国保が赤字状態であろうということですね。年々増えていっているような気がします、総額が。このままいくと、保険税にどこかでまたはね返ってくるおそれがあるのではないかと思うんですが、その辺についての推測はいかがでしょうか。予算委員会でやれと言われれば、そうしますけれども。

○議長（前田）住民課長。

○住民課長（貝原）今回の保険基盤安定繰入金というのは、あくまでも一般被保険者の軽減世帯、その世帯の補てんをするものでございまして、国・県、それから町が負担をするので、その分、確かにほかの被保険者の方には負担になっているかもしれませんけれど

ども、そういったいわゆる低所得世帯あるいは高齢者世帯を多く抱える国保の問題でもありますが、そういったことから今、医療制度改革がなされておりますので、たちまちそういった、平成16年度に税率改正をさせていただいておりますので、当面は税率改正というか、値上げをする見込みはありません。

○議長（前田）ほかにございませんか。三宅君。

○3番（三宅）3番、三宅です。3ページのを聞いておきたいと思います。先ほど保険給付費の1,473万、1カ月に5件も高いものが、たまたまか、入ったということですがけれども、もう少し具体的にわかりますでしょうか。

○議長（前田）住民課長。

○住民課長（貝原）退職被保険者等の高額療養費でございますが、高額療養費で一番高かったのが、この12月に1件90万5,600円というのがございました。これを医療費の総額で言いますと、1カ月1件当たりということですが、336万3,760円、これが最高の300万、それから、200万以上のものが3件、それから、177万8,000円ついたもの、合わせて5件あって、それが10月分の医療費なんですけれども、その高額療養費の申請が一度にあったということで、退職被保険者の高額療養費が不足いたします。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第7号議案について採決いたします。お諮りいたします。

第7号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第13、第8号議案、平成16年度海田町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第8号議案、平成16年度海田町老人保健特別会計補正予算（第2号）について。平成16年度海田町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、医療給付費の増額等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ4,086万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ22億3,205万5,000円とするものでございます。内容につきましては担当から説明させます。

○議長（前田）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（上村）それでは、第8号議案、平成16年度海田町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、資料8の「補正予算説明書」をお願いいたします。今回の補正予算につきましては、医療費給付費等に不足が生じる状況となりましたので、不足額を法定負担割合に応じ、それぞれ増額するものでございます。

それでは、歳出よりご説明いたします。2ページをお願いいたします。1款1項医療諸費、1目の医療費給付費、20節の扶助費の3,788万4,000円でございますが、1人当たりの医療費の増加に伴い、医療費給付費に不足が生じるものとなりましたので、増額するものでございます。次に、2目の医療費支給費、20節の扶助費の297万8,000円でございますが、高額医療費支給費の減少はあるものの、医療費支給費のはり・きゅうなどの支給件数の増加に伴い増額するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、1ページをお願いいたします。1款1項の支払基金交付金、1目1節医療費交付金の2,949万8,000円の増額でございますが、先ほどの医療費給付費及び支給費の増額に伴い、法定負担割合に応じて増額するものでございます。2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目1節医療費負担金の757万7,000円の増額についても、法定負担割合に応じて増額するものでございます。3款県支出金、1項県負担金、1目1節医療費負担金の189万4,000円の増額につきましても、法定負担割合に応じて増額するものでございます。4款1項繰入金、1目1節一般会計繰入金の189万3,000円の増額につきましても、同じく法定負担割合に応じて増額するものでございます。

第8号議案をお願いいたします。歳入歳出それぞれ4,086万2,000円を予算措置し、歳入歳出それぞれ22億3,205万5,000円とするものでございます。簡単でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第8号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第8号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第14、第9号議案、平成16年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第9号議案、平成16年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。平成16年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、居宅介護住宅改修費の増額等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ535万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,704万9,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（前田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）それでは、第9号議案、平成16年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。資料9の「補正予算説明書」をお願いいたします。今回の補正予算につきましては、介護サービス等諸費に不足額が生じる見込みとなりましたので、前年度の繰越金と支払基金、国・県などの法定負担割合に応じた額等を予算措置するものでございます。

それでは、歳出予算よりご説明いたします。3ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、4目の居宅介護住宅改修費の144万8,000円と5目の居宅介護サービス計画給付費の275万3,000円は、それぞれ利用者の増加に伴い、給付費の不足が見込まれることによる増額でございます。また、4項1目高額介護サービス等費の115万は、支払った自己負担金が一定額を超えた場合に支給されるものでございまして、件数の増加に伴い、不足が見込まれることによる増額でございます。

次に、1ページからの歳入についてご説明申し上げます。まず、3款1項支払基金交付金の介護給付費交付金の57万円の増額は、歳出補正額合計の535万1,000円から前年度繰越金の356万7,000円を差引いた額の178万4,000円に法定負担分の32%を乗じたものでございます。次に、国庫支出金の35万7,000円についても、法定負担分の20%を乗じたものでございます。また、調整交付金の6万6,000円につきましても、法定負担分の

3.75%を乗じたものでございます。県支出金の22万3,000円につきましても、法定負担分の12.5%を乗じたものでございます。2ページをお願いいたします。一般会計からの繰入金22万3,000円についても、同様に法定負担割合の12.5%を乗じたものでございます。次に、基金繰入金34万5,000円については、保険給付費に対する保険料の財源不足を補うための介護給付費準備基金から繰入れるものでございます。最後に、繰越金の356万7,000円は前年度の繰越金を予算措置するものでございます。

第9号議案をお願いいたします。歳入歳出予算それぞれ535万1,000円を増額し、歳入歳出を11億1,704万9,000円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉君。

○15番（住吉）ちょっとお尋ねしてみんですが、歳出の方で居宅介護サービス計画給付費となっておりますが、サービス計画に対する給付費ということになるんですか、居宅介護サービスに対する給付費になるのか、そこらが、計画に対して給付費を出すようなことはないと思うんですが。

○議長（前田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）居宅介護サービス計画給付費につきましては、介護認定された被保険者に対し、毎月の介護に伴う計画を作成するために必要な給付費でございまして、毎月同じサービスを受けるにしても、そのプランを出す必要性に基づいた予算的な項目でございしますので、それを当初よりかなり上回った形での計画プランが出ているという形のもの増額をするものでございます。

○議長（前田）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第9号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第9号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をいたします。再開は15時15分から。

~~~~~○~~~~~

午後2時47分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第15、施政方針について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）平成17年度町長施政方針をさせていただきます。本議会に提案しております平成17年度一般会計及び特別会計の各予算をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と予算編成の基本的事項を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解を得たいと存じます。

平成17年度の国の予算は、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を念頭に置きつつ、構造改革を一層推進するため、改革断行予算という基本路線を継続することとされています。また、持続的な財政構造の構築と予算の質の向上を図るため、歳出改革を一層推進し、実質的に前年度水準以下に抑制してきた従来の歳出改革路線を堅持・強化することとされています。また、国と地方に関する三位一体の改革を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方がみずからの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図ることとされております。

また、地方公共団体においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、社会保障関係経費の自然増等により、依然として財源不足が生じるものと見込まれています。このため、地方財政計画については、国の歳出予算と歩を一にして経費の削減に取り組み、財源不足額の圧縮を図る一方、国と地方の信頼関係を維持しながら三位一体の改革を着実に推進するため、安定的な財政運営に必要な地方交付税などの一般財源を確保することとされております。

本町の財政状況は、広島市との合併問題に揺れ動いた激動の3年間で多くの事業を前倒ししたことにより、平成16年度末での町債残高が131億円となるなど、厳しい状況にあります。こうした状況に加え、歳入につきましても、三位一体の改革の推進により、税源移譲による所得譲与税の増額はあるものの、国庫補助負担金、地方交付税及び臨時

財政対策債が削減されました。そのため、歳出につきましては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立し、持続可能な財政への転換を図るため、事業の見直しや経費の削減等を図ったところであります。これらの取り組みにより確保した財源は第3次海田町総合基本計画に基づく事業や少子・高齢化に向けた福祉施策の取り組みへ重点的、効率的に配分し、町民の期待に応えられる施策の推進を図ることを基本方針として予算案を編成いたしました。

まず、単独町政を推進していくための最重要課題であります行政改革の推進につきましては、従来の発想を転換し、職員の総力を結集して改革を断行してまいり所存であります。平成17年度予算へも、できるところから取り組むという行政改革方針のもとに、事業の見直しや経費の削減等を反映させておりますが、さらに、この改革を確実に実行していくため、4月に行政改革大綱を、6月には行政改革実施計画並びに財政健全化計画を策定し、地方分権時代に対応したスリムで効率的な行財政基盤の確立に取り組んでまいります。

次に、現行の第3次海田町総合基本計画につきましては、財政健全化計画や行政改革大綱との整合を図りながら、平成22年までの残りの5カ年間について、事業の緊急性や優先度等を勘案の上、実効性の高い計画として見直してまいります。

続きまして、総合基本計画に示された施策の方向に沿って主な事業についてご説明申し上げます。

まず第1点目は、「一人ひとりが輝くまちづくり」の推進でございます。

生涯学習は、学習成果を生かすことにより、その深化を図ることができるもので、自分たちのまちは自分たちの手でつくっていかうという意識を持った人々の育成に努めます。その一環として生涯学習まちづくりフォーラムを平成16年度に引続き開催し、各分野で活躍している団体や先進地の実践事例に学び、住民参加のまちづくり活動を推進します。また、専門知識、技能、資格を持った人や、地域や住民のために役立ちたいと人材バンクに登録している人の活動機会の拡充を図ってまいります。生涯学習情報誌「いきがいた」の発行を継続するとともに、インターネットを活用した情報提供を行い、生涯学習を推進してまいります。芸術・文化活動の振興につきましては、高い文化・芸術に触れる機会として、クラシックコンサートを引続き実施するとともに、住民の自主的な文化団体の活動を育成・支援してまいります。公民館では住民の学習拠点として、地域住民の学習ニーズに対応した多様な学習機会を提供してまいります。特に青少年の余

暇時間の活用を図るため、学習や体験活動の充実を図ってまいります。図書館では、住民の教養、生活文化の向上の場として、引続き、資料等、環境の整備を図ってまいります。ひまわりプラザでのパソコン講座事業につきましては、学習者の活動の場が拡大できるよう、内容の充実を図ってまいります。

次に、学校教育の充実につきましては、21世紀をたくましく生き抜く子どもの育成を目指す上でも、知・徳・体のバランスのとれた成長を促す取り組みが非常に大切であると考えております。基礎学力の定着に根差した確かな学力、豊かな心で人間らしく生きるための道徳教育、生徒指導の充実や、生きていく上での根本となる体力の向上等を図りながら学校教育の充実を目指してまいります。特に確かな学力につきましては、基礎基本定着状況調査の結果をもとに児童・生徒への指導の改善を図り、学力の定着を目指してまいります。また、現在の国の教育改革の動向を注視し、本町の実情に合った教育を推進してまいります。主な取り組みといたしましては、結核予防のため、新たに結核対策委員会を組織し、児童・生徒の健康増進を図ってまいります。学校図書の本整備につきましては、児童・生徒の読解力の向上、豊かな感性をはぐくむため、図書資料の充実を図ってまいります。また、引続き、小・中学校の国際理解教育推進の一環として英語指導助手を確保し、英語に対する興味・関心を高めるとともに、英語のコミュニケーション能力の向上を図ってまいります。平成16年度から広島県教育委員会より委託を受けております「子どもと親の相談員活用調査研究事業」も引続き取り組み、不登校に対する児童・生徒、保護者に対する相談・指導体制の充実を図ってまいります。学校施設整備につきましては、海田西小学校体育倉庫改修、海田中学校のスピーカー等の電気設備改修を実施し、児童・生徒が安全・快適に過ごせるよう、施設の整備を図ってまいります。また、学校内外での児童・生徒の安全対策として、小・中学校等の警戒巡回や各学校に夜間警備員を常駐させるなど、学校及び児童・生徒の安全確保を図ってまいります。

次に、明るく元気な青少年の育成につきましては、地域が一体となって子どもをはぐくむコミュニティーづくり活動を推進するため、地域教育推進モデル事業を継続し、支援します。また、青少年の育成のため、週末や長期休暇におけるスポーツや文化活動などの体験活動の場と機会の充実を図ってまいります。下校後、保護者等が家庭にいない小学校低学年児童を対象に開設しております児童クラブでは、基本的な生活習慣、道徳性、社会性を養ってまいります。

次に、地域文化の継承と創造につきましては、ふるさと館において、今後の文化財保

護と活用を図るため、町の指定文化財とすべき物件について調査を進めます。企画展示といたしましては、瀬野川の移り変わりを記録写真で紹介してまいります。

次に、スポーツ・レクリエーション活動の振興については、住民が生涯にわたって楽しみながら気軽にスポーツ・レクリエーションができる活動機会の充実を図ってまいります。また、町内の自主的スポーツ団体の育成・支援にも努め、交流の機会を提供してまいります。

次に、男女共同参画社会の形成につきましては、男女がお互いにその人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮し、生き生きと暮らすことのできる社会の実現を目指し、各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画プランの策定準備を進めてまいります。また、男女共同参画社会への関心と理解を深めるためのパネル展や、町の各種審議会等の委員への女性の登用にも努めてまいります。

2点目は、「健康で安心して暮らせるまちづくり」の推進でございます。

安心して暮らせる高齢社会の形成につきましては、福祉センターを、老人福祉センター機能を継承した施設として4月から開館し、高齢者をはじめとする町民の皆様に対し、健康の増進・生きがいづくり事業を実施するとともに、各種福祉団体などの自主的活動を行う場として活用してまいります。また、この施設には地域福祉の推進役である海田町社会福祉協議会が入居することから、協働して地域福祉活動を推進するとともに、基幹型在宅介護支援センターの運営を委任し、介護予防、生活支援サービスの一層の充実を図ってまいります。また、高齢者が住みなれた地域において健康で安心して暮らすことのできるような保健・医療・福祉サービスの情報提供に努めるとともに、相談窓口の充実などに取り組み、高齢者の不安解消に努めてまいります。次に、高齢者の生きがい活動と就労を促進するため、引続き、老人クラブ、老人クラブ連合会及びシルバー人材センターへの支援を実施いたします。また、高齢者が健康で生き生きと生活が送れるよう支援するため、引続き、配食サービス、あんしんホットコール及びいきいきデイサービスなどの介護予防・生活支援事業の実施に加え、転倒予防教室等の保健事業の充実と情報提供に努めてまいります。また、平成18年度を初年度とした高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定については、国で行われております介護保険制度等の改正の状況等を注視しながら見直し作業を行ってまいります。

次に、子育て環境と児童福祉の充実についてですが、急速な少子化の進行等を踏まえ、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援するため、次世代育成支援行動計

画をもとに子育て支援サービスの充実を図ってまいります。児童虐待につきましては、相談窓口の設置及び支援ネットワーク等の体制を整備し、関係機関と連携をとりながら虐待の防止に努めてまいります。保育事業につきましては、引続き一時保育、延長保育等の特別保育事業を行うとともに、子育て支援センター事業の充実にも努めてまいります。母子保健事業につきましては、新生児の家庭訪問の充実や、乳幼児健診、育児相談等を通して母親の育児不安の解消や児童虐待の未然防止に努めてまいります。

次に、健康づくりの推進につきましては、保健センターを乳幼児から高齢者までの幅広い年齢層の健康づくりの推進の場として、健康に関する情報の提供、普及啓発活動の推進、意識の高揚に努めます。高齢者を対象に、介護予防事業として転倒予防教室や、日常生活に運動習慣を取り入れることを目的とした体操教室を引続き実施いたします。また、成人を対象に、生活習慣病予防のため、福祉センターの健康増進プールを活用した健康づくり教室を新たに実施いたします。また、疾病の早期発見、早期治療を推進するため、がん検診や基本健康診査の受診率向上に努めてまいります。なお、乳がん検診に新たにマンモグラフィーを導入し、検診の精度を高めてまいります。

次に、地域福祉の推進につきましては、引続いて地域福祉の重要性が高まる中、社会福祉協議会、民生委員等と連携し、福祉活動の充実を図り、人々に優しい、思いやりのあるまちづくりの推進に努めてまいります。障害者福祉につきましては、引続き、障害のある方の希望を十分把握し、支援費制度を利用者本位のサービスが選択できるよう取り組み、事業所と連携をとり、適切なサービスが提供できるよう推進してまいります。また、日常生活用具、補装具の給付、及び重度障害者の医療費補助等を継続してまいります。さらに、在宅の難病患者の方に対して、新たに日常生活用具の給付事業を開始し、障害者福祉の充実を図ります。精神保健事業につきましては、通院医療費助成やホームヘルプサービス事業及びショートステイ事業により、精神障害者の方が安心して安定した生活を送れるよう、在宅生活支援事業を引続き行います。また、心の健康づくり事業として、精神保健福祉相談や健康教育を実施し、住民の精神疾患の予防、早期発見に努めてまいります。

第3点目は、「安全で快適なうるおいのあるまちづくり」の推進でございます。

災害に強いまちづくりにつきましては、消防防災対策の充実を図るため、消防団の小型動力ポンプの更新を行うとともに、自主防災組織の育成や、町民を主体とした防災訓練を実施し、災害時における実践的な対応力の向上や防災意識の高揚に努めてまいりま

す。また、災害時の避難場所である海田公民館の耐震補強設計業務を実施します。次に、冠水対策といたしましては、平成16年度の窪町地区下水道雨水幹線整備事業に引き続き、窪町地区の水路改修を進めてまいります。蟹原2丁目地区の町道164号線におきましては、道路のかさ上げを行い、冠水の減少を図ってまいります。また、国信地内の水路をはじめ、町内雨水幹線水路の浚渫を引き続き行ってまいります。

次に、暮らしの安全と安心の確保につきましては、多発する犯罪から住民を守り、犯罪の起こりにくい環境づくりを行う地域社会の形成のため、現在、各種団体が独自で実施している防犯活動等を総合的に推進する目的で、生活安全推進協議会を設置し、行政、警察、住民、地域団体の連携及び協力体制の強化に努めてまいります。防犯対策といたしましては、平成15年度から実施しております夜間防犯パトロール事業が犯罪の抑制に大きな成果があったことから、平成17年度も引き続き実施し、犯罪の防止に努めてまいります。

海田総合公園につきましては、キャンプ場入り口付近の未整備道路区間につきまして、引き続き関係地権者と用地交渉を重ね、平成17年度内の完成を目指してまいります。河川環境整備事業につきましては、三迫川右岸堤防において、旧隔離病舎の建物撤去に引き続き、三迫橋から国道2号までの緑道の整備に着手してまいります。

第4点目は、「環境にやさしいまちづくり」の推進でございます。

廃棄物処理対策の推進につきましては、ごみの減量化、資源化の重要性を町民の皆様にご理解いただき、分別収集の徹底により、ごみの排出抑制に努めてまいります。また、平成16年度はバイク、自動車、全メーカーのパソコンのリサイクルシステムが新たに構築され、従来の家電リサイクル等とともに、さらなる資源の有効利用が図られることになりました。しかし、これらに伴う大型ごみ等の不法投棄が懸念されますので、町内パトロールを強化するとともに、再資源化の重要性を十分認識していただくなど、責任意識の啓発に努めてまいります。

第5点目は、「にぎわいと交流の基盤を備えたまちづくり」の推進でございます。

海田市駅南口土地区画整理事業につきましては、土地の有効活用や家屋の建替えに制限がかかったままの状態を解消するため、土地区画整理事業の整備方針を見直します。また、駅前広場など公共施設及び土地の有効・高度利用が見込める東側の街区の整備を先行して行うため、都市計画及び事業計画の変更について、地元の方々と協力しながら取り組んでまいります。整備方針の見直しを行うことに伴い、窪町に設置しております

事務所を役場庁舎に置き、業務は役場で行うなど、事務執行体制の見直しを行います。

都市計画道路新開蟹原線につきましては、大立町から県道矢野海田線までの間を、平成19年度完成を目標に平成17年度も引続き用地買収を進めてまいります。連続立体交差事業につきましては、広島県は平成17年度も引続き用地買収を進めることにしておられますので、本町といたしましても、関係自治体と連携を図りながら事業の推進に協力してまいります。生活道の整備につきましては、通行車両の安全性と円滑な通行を確保するため、海田市駅周辺、国道2号周辺地域において、交通安全施設等の整備計画を検討してまいります。また、用地の取得につきましては、三迫地区の生活幹線道路である町道6号線及び明飛川沿いの町道143号線の用地買収を進めてまいります。工事につきましては、町道1号線の中店第1踏切取付け部の暫定改良や、三迫地区の生活幹線道路である町道6号線道路改良事業等を進めてまいります。次に、歩道整備につきましては、歩行者や自転車の安全と自動車交通の円滑化を図るため、町道10号線歩道改修計画の検討を引続き進めてまいります。また、道路の維持管理につきましては、ボランティア団体による清掃美化や、緑化作業を行う里親制度を試行的に導入してまいっています。海田市駅周辺の駐輪対策につきましては、駅周辺における自転車・バイクの放置を解消するとともに、JR利用者の利便性を確保するため、引続き自転車等駐車を運営してまいります。町内循環バスにつきましては、高齢者や障害者等の交通弱者への支援と、町内の公共施設利用者の利便性の向上を図ることを目的として、5月から2カ月程度、実験運行を行い、利用者の意向や乗車数の把握等の需要調査を行います。

第6点目は、「活力ある地域経済をはぐくむまちづくり」でございます。

農林水産業の振興につきましては、蟹原第1レジャー農園を土地所有者の都合で返還することになりましたので、これに代わるレジャー農園を同じ蟹原地区に整備してまいります。また、生産実態を広く町民に認識していただき、農家の生産意欲の高揚を図る農産物品評会を引続き支援してまいります。次に、治山事業につきましては、東1丁目地内において小規模崩壊地復旧事業を行います。

次に、工業・商業・サービス業の振興につきましては、依然として厳しい経済情勢の中、商工業者の経営の安定化と維持発展を図るため、中小企業者の方々に対し、海田町中小企業預託融資制度の活用を促進を図ってまいります。また、町内商工業の振興と地域経済の活性化を推進するため、引続き商工会を支援してまいります。

次に、勤労者の生活の安定と向上につきましては、町内勤労者の生活の安定と福祉の

向上を図るため、引続き中国労働金庫に対して預託を行い、住宅資金、教育資金、医療費等の低利融資制度の利用を促進し、勤労者福祉の増進に取り組んでまいります。勤労青少年ホームにつきましては、勤労青少年の健全育成と福祉の増進を図るため、昭和50年に設置してまいりましたが、その後の社会情勢の変動等により目的を果たしたので、国・県への手続き後、その用途を廃止します。廃止後は海田町シルバー人材センターの活動拠点として活用してまいります。

第7点目は、「参加と連携による地域ぐるみのまちづくり」でございます。

住民参加のまちづくりの一環として、引続き海田町活性化委員会を開催し、総合基本計画の見直しなど、町の重要なテーマについて委員の方々からご意見をお伺いし、今後の町政運営の参考にしてまいります。また、住民の皆様との直接対話によるタウンミーティングを継続して実施し、住民の皆様の豊富な経験などを今後のまちづくりに生かしてまいります。続いて、住民の皆様との情報の共有化を図り、まちづくりへの参加意欲を促す媒体の1つである音声応答システムにつきましては、現在のテレホンガイドシステムをより使いやすくするために、直通ダイヤルで町内放送の内容を確認できるようシステムを改造し、住民の方々に対する行政情報提供体制の充実を図ります。

町税等の収納対策につきましては、口座振替への移行を促進するため、キャンペーンを展開し、滞納の未然防止を図るとともに、夜間納付窓口や休日納付相談の開設、臨戸徴収を実施し、収納率の向上を図ってまいります。さらに、納税窓口の拡充を図るため、コンビニ収納の導入について検討してまいります。また、悪質な滞納事案については、給与照会、預貯金などの財産調査を行い、差し押さえ等の滞納処分を積極的に実施し、税の公平確保に努めてまいります。

公共下水道事業特別会計におきましては、平成17年度も雨水による浸水対策及び汚水管渠の整備を引続き進めてまいります。まず、雨水管渠につきましては、瀬野川左岸排水区を中分区と南分区の2つに分けるため、塚の谷幹線の整備を進めてまいります。この整備により、冠水地区の大幅な緩和が図れることとなります。また、蟹原幹線の整備につきましても着手いたします。次に、汚水管渠につきましては、幹線整備、面整備とも、海田中央第3、海田東第3、砂走第1処理分区の上市、成木、石原、畝1丁目、畝2丁目、国信2丁目地区を中心に整備を進めてまいります。これにより、整備面積は約365ヘクタール、処理人口は約2万4,600人となり、全体面積の59.6%が整備され、人口普及率は82.6%になる予定であります。さらに、平成17年3月末に事業認可区域を市街

化区域全域の553ヘクタールに拡大し、この地区の実施設計にも着手いたします。

国民健康保険特別会計におきましては、景気回復のきざしが一部では見られるものの、就労形態の変化などにより、被保険者は引続き増加傾向にあります。また、高齢社会の進展により、老人保健医療費拠出金や介護保険納付金の増加も見込まれます。今後とも、国民健康保険の安定した運営のため、保険税収納率向上に努めるとともに、レセプト点検による医療費適正化を図り、財源確保を行ってまいります。また、保健センター、福祉センターと連携を図り、健康増進事業を行うとともに、人間ドック検診費助成制度の普及により、生活習慣病予防を推進するなど、保健事業を充実し、医療費の抑制に努めてまいります。

老人保健特別会計におきましては、老人保健法等の改正により、受給対象者が70歳から75歳に引き上げられました。このことにより受給者は減少したものの、医療技術の高度化に加え、地域的な特性要因として、医療機関が身近にあることなどにより、受給者の受診率が高く、医療費が増加しております。こうした医療費増加の対応策といたしまして、引続き保健センターとの連携を図り、保健事業の充実と見直し等を図りながら、元気な高齢者づくりを推進してまいります。

また、医療費適正化を図るため、レセプト点検により、医療費の不正請求あるいは過剰診療を防止するとともに、医療費通知の実施により、適正な受診を促してまいります。

介護保険特別会計におきましては、第2期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の適正な運営を図ってまいります。国において現在実施されております平成18年度からの見直しについても、内容の把握と対応等に努めてまいります。また、制度の周知を図りながら、要介護認定、保険給付の管理などの適正化に努め、同時に、介護保険料の賦課徴収事務などにおいて、負担の公平性に十分留意しながら適正な介護保険事業の実施に努めてまいります。

水道事業会計におきましては、水道の使命であります、より安全でおいしい水を安定的に供給するとともに、さらに災害対策の観点から施設整備を実施してまいります。また、経営の効率化を一層推し進めてまいります。水道施設整備の主なものとして、老朽管の布設替に合わせ本格的な耐震管の採用、安全対策として配水池への侵入防止センサーの設置及び浄水場の老朽化した機器の更新を行ってまいります。

以上、それぞれの会計における、その概要をご説明申し上げましたが、これらの諸施策、諸事業を推進するためには、職員を督励し、効率的な行財政運営に努め、町勢発展

に邁進する所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます、私の施政方針を終わります。

- 議長（前田）以上で施政方針演説を終わります。施政方針に対する質問については、明日予定しておりますが、他に質問・質疑のできる場があるものについては、できるだけ、設置を予定しております予算審査特別委員会または一般質問の場で質疑・質問を行っていただきたいと思っております。

本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会といたします。なお、明日も午前9時から本会議を再開いたしますので、ご参集ください。本日は大変ご苦労さまでございました。

午後3時49分 延会